

第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画

令和2年3月

宮 城 県

目 次

計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の対象	2
4	ひとり親世帯等実態調査	2
5	計画期間	2
6	政令指定都市との関係	2

第1章 ひとり親家庭の現状と課題

1	離婚件数及び離婚率	3
2	ひとり親家庭の世帯数	3
3	ひとり親家庭になった理由	4
4	家計の状況	5
5	就業の状況	6
6	養育費の状況	8
7	住居の状況	9
8	子どもの進路状況	9
9	困りごと等について	10
10	希望する福祉制度	12
11	まとめ	13

第2章 計画の基本的方向

1	計画の基本理念	15
2	施策の基本的な方向	15
3	計画の基本目標	17
(1)	相談機能の充実	17
(2)	子育てや生活の支援	17
(3)	就業支援	17
(4)	養育費の確保	17
(5)	自立へ向けての経済的支援	17
(6)	人権尊重の社会づくり	17
4	計画の指標	18

第3章 具体的な施策

1	相談機能の充実	22
(1)	相談事業の実施	22
(2)	情報提供の充実	23
2	子育てや生活の支援	23
(1)	仕事と子育ての両立支援の促進	23
(2)	市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進	24
(3)	母子生活支援施設の機能の充実	24

(4) 生活基盤の確保	25
(5) 子どもの貧困対策の推進	26
3 就業支援	26
(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	26
(2) より良い就業に向けた能力開発の支援	26
(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援	27
(4) 地域における就業支援の充実	28
(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援	29
4 養育費の確保	29
(1) 広報・啓発活動の推進	29
(2) 相談体制の充実	30
5 自立へ向けての経済的支援	30
(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付	30
(2) 児童扶養手当の給付	30
(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施	31
(4) 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付	31
(5) 遺児等サポート奨学金の給付	31
(6) 支援体制の整備	31
6 人権尊重の社会づくり	31
(1) 人権教育及び啓発の推進	31
(2) 子育て支援を進める県民運動	32

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進	33
2 国、市町村との連携及び役割分担	33
3 市町村に対する支援	33
4 民間との連携	33
5 関係団体との連携	33

第5章 「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価と事業の実績について

・第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成27～令和元年度)の評価	37
・(参考)第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成27～令和元年度)の事業評価	40

参考資料

・第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会開催要綱	64
・第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会構成員名簿	65
・策定の経過	65
・各種支援制度	66

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

宮城県では、ひとり親家庭の子どもが、いきいきとすこやかに成長できるよう、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりと、ひとり親家庭及び寡婦の就業と自立を促進するため、母子及び寡婦福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、平成17年3月にひとり親家庭自立促進計画を策定しました。以降3回の計画の見直し及び更新を行い、平成27年3月には、「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。第Ⅲ期計画では、父子家庭への各種支援策の拡大や東日本大震災で被災したひとり親家庭への支援など新たな事業展開を盛り込みました。

県では、ひとり親家庭自立促進計画に基づき、これまでひとり親家庭の自立促進に向けて様々な施策を推進してきましたが、非正規雇用の拡大などによる不安定な雇用状況や仕事と子育ての両立の難しさを背景とした経済的な困窮など、依然としてひとり親家庭を取り巻く環境は厳しいものがあります。また、近年子どもの貧困が問題となっているなか、ひとり親家庭の貧困も深刻な状況にあり、自立促進に向けた支援は重要な課題となっています。

本計画は、第Ⅲ期計画に定める計画期間が満了になることから、第Ⅲ期計画の評価を行うとともに、ひとり親を取り巻く社会・経済情勢、ひとり親家庭等へのアンケート調査結果を踏まえ、ひとり親家庭に対する支援の方向性を「第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」として取りまとめるものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（平成26年10月施行）に基づき、県が策定する「自立促進計画」です。また、令和2年3月に国が見直した「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」、平成24年9月に成立した「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び平成27年3月策定の「第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価を踏まえた次期計画であります。
- (2) この計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭の支援が身近な市町村で展開できるよう、県としての基本的な施策の方向性を示すとともに、市町村において実施することが求められている施策の取組や、市における「自立促進計画」の策定に資するよう配慮しています。
- (3) この計画は、平成30年度に仙台市以外の市町村在住のひとり親家庭の生活実態を把握するために実施した宮城県ひとり親世帯等実態調査（以下、『平成30年度宮城県実態調査』という。）及び学識経験者、就労・経済分野、母子福祉団体等の関係者から意見を踏まえて策定しています。また、平成30年度に仙台市が実施した調査（平成30年9月1日現在）の結果を参照することにより、県全体の傾向を把握しております。

3 計画の対象

ひとり親家庭及び寡婦

(注釈)

- 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、それぞれの定義は下記のとおりです。
 - ・母子家庭…配偶者のない女子と現にその扶養を受けている児童（20歳未満）で構成されている家庭（同居の親族がいる場合を含む）
 - ・父子家庭…配偶者のない男子と現にその扶養を受けている児童（20歳未満）で構成されている家庭（同居の親族がいる場合を含む）

※ 配偶者が拘留されている者や配偶者から遺棄されている者を含みますが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除きます。

- 「寡婦」とは、児童が20歳以上となり、母子家庭の母ではなくなっているが、かつて母子家庭の母であり、現に配偶者のいない人です。

- DV（ドメスティックバイオレンス）のため離婚していない親とその子に対しては、ひとり親家庭に準ずる扱いをするよう配慮します。

4 ひとり親世帯等実態調査

今回の計画策定にあたり実施した『平成30年度宮城県実態調査』では、母子・父子・寡婦・養育者世帯で、震災が要因でひとり親になった世帯（以下：震災世帯）と他の要因でひとり親になった世帯（以下：一般世帯）に分けて比較・分析を行っています。

調査対象者 仙台市を除く県内の市町村に居住する、ひとり親世帯等に該当する世帯から無作為に抽出した3,066世帯と、仙台市を含む震災遺児世帯395世帯の計3,461世帯

5 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

6 政令指定都市との関係

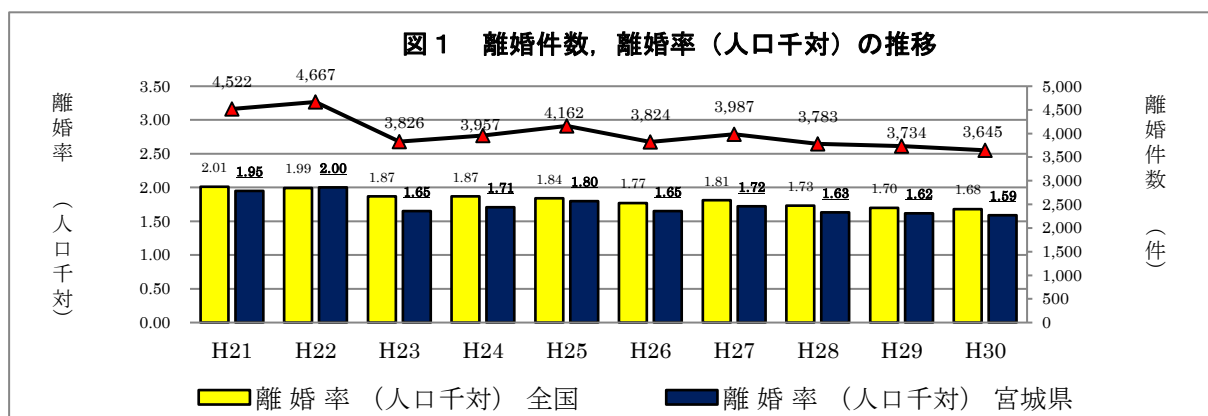
政令指定都市の仙台市は、県と同等の権限と役割を持っているため、基本的に本計画の対象には含まれていませんが、ひとり親福祉施策の推進にあたっては、県と仙台市は緊密な連携・調整を図りながら関連施策の実施に努めていきます。

第1章 ひとり親家庭の現状と課題

1 離婚件数及び離婚率

人口動態事象（出生，死亡，死産，婚姻，離婚）を把握し，人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的とする「人口動態調査」によると，宮城県（仙台市含む）の離婚件数及び離婚率（人口千対）は減少傾向にあります。東日本大震災後に若干増加したものの，平成27年以降は減少に転じ，平成30年は3,645件となっています。

また，離婚率（人口千対）についても，平成27年は1.72でしたが，平成30年は1.59（31位）と減少傾向にあります。



2 ひとり親家庭の世帯数

『平成30年度宮城県実態調査』（以下：今回調査）では，仙台市以外のひとり親世帯数は，平成30年8月1日現在で，母子世帯が12,063世帯，父子世帯が1,323世帯，寡婦世帯が1,900世帯となっています。「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査」（以下：前回調査）と比較すると，母子世帯が1,041世帯，父子世帯が315世帯，寡婦世帯が241世帯の減少となりました。居住地別に見ると，母子世帯の73.7%，父子世帯の69.2%，寡婦世帯の83.6%が市部に居住しています。

なお，仙台市（平成27年10月時点）の世帯数を加えると，母子世帯が20,411世帯，父子世帯が2,477世帯となっています。

宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数（仙台市を除く）

	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
前回調査（平成25年度）	13,104	1,638	2,141
今回調査（平成30年度）	12,063	1,323	1,900

平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数市町村別一覧表

(単位:世帯)

No.	市町村名	全世帯数	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯	養育者世帯	計
1	石巻市	61,392	1,637	150	722	8	2,517
2	塩釜市	23,535	570	25	0	2	597
3	気仙沼市	26,445	599	75	155	2	831
4	白石市	14,108	361	44	43	5	453
5	名取市	30,573	617	44	0	2	663
6	角田市	11,391	278	17	0	3	298
7	多賀城市	27,211	673	49	226	2	950
8	岩沼市	22,437	447	25	0	0	472
9	登米市	26,958	845	154	0	4	1,003
10	栗原市	24,683	523	86	124	5	738
11	東松島市	15,827	555	33	147	3	738
12	大崎市	51,348	1,384	156	0	17	1,557
13	富谷市	19,080	401	57	172	8	638
14	蔵王町	4,278	122	23	0	1	146
15	七ヶ宿町	651	11	4	0	0	15
16	大河原町	9,649	218	9	0	4	231
17	村田町	4,051	99	17	7	0	123
18	柴田町	15,734	329	26	0	2	357
19	川崎町	3,302	70	16	52	0	138

No.	市町村名	全世帯数	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯	養育者世帯	計
20	丸森町	5,102	81	13	0	0	94
21	亶理町	12,303	335	36	0	5	376
22	山元町	4,732	102	9	0	0	111
23	松島町	5,645	118	7	19	2	146
24	七ヶ浜町	6,673	151	6	0	0	157
25	利府町	13,255	264	14	1	0	279
26	大和町	11,662	259	32	11	6	308
27	大郷町	2,785	78	15	18	1	112
28	大衡村	2,088	67	11	0	0	78
29	色麻町	2,075	86	17	34	2	139
30	加美町	8,124	249	62	77	2	390
31	涌谷町	6,046	144	24	0	2	170
32	美里町	9,078	210	35	88	2	335
33	女川町	3,122	76	13	4	1	94
34	南三陸町	4,590	104	19	0	0	123
計		489,933	12,063	1,323	1,900	91	15,377

注1:平成30年8月1日現在の世帯数

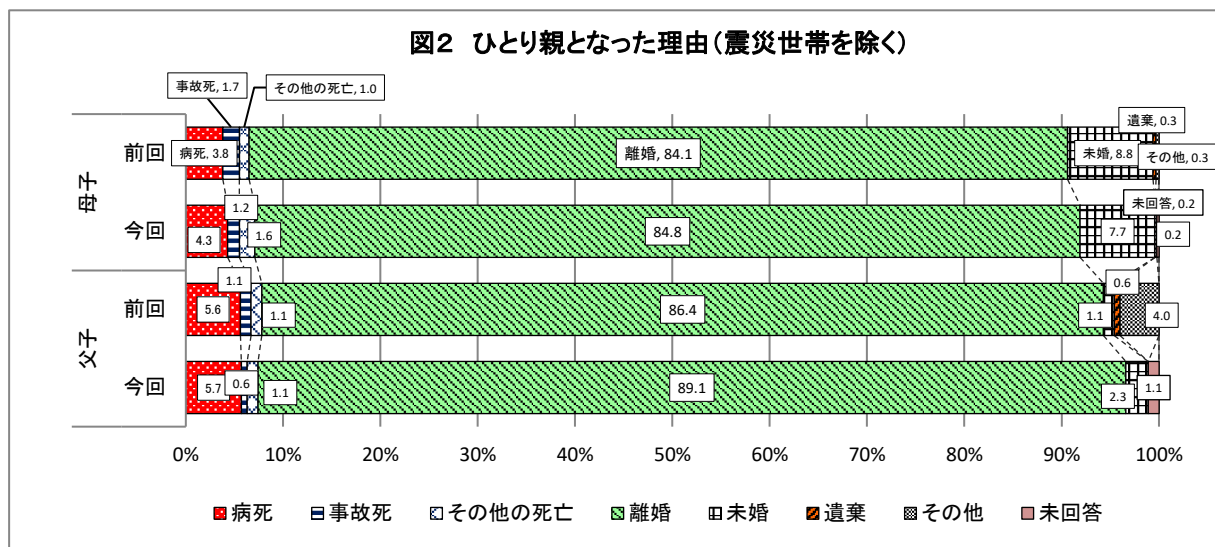
注2:0の欄は、把握困難等により世帯数未回答を含む。

(参考)平成27年度国勢調査結果 (単位:世帯)

	全世帯数	母子世帯	父子世帯	計
仙台市	498,953	8,348	1,154	9,502
仙台市以外	445,767	11,692	2,801	14,493
計	944,720	20,040	3,955	23,995

3 ひとり親家庭になった理由

震災世帯を除くと、母子世帯、父子世帯ともに「離婚」が最多で、それぞれ84.8%、89.1%となりました。前回調査と比較すると、「離婚」の割合が微増しています。

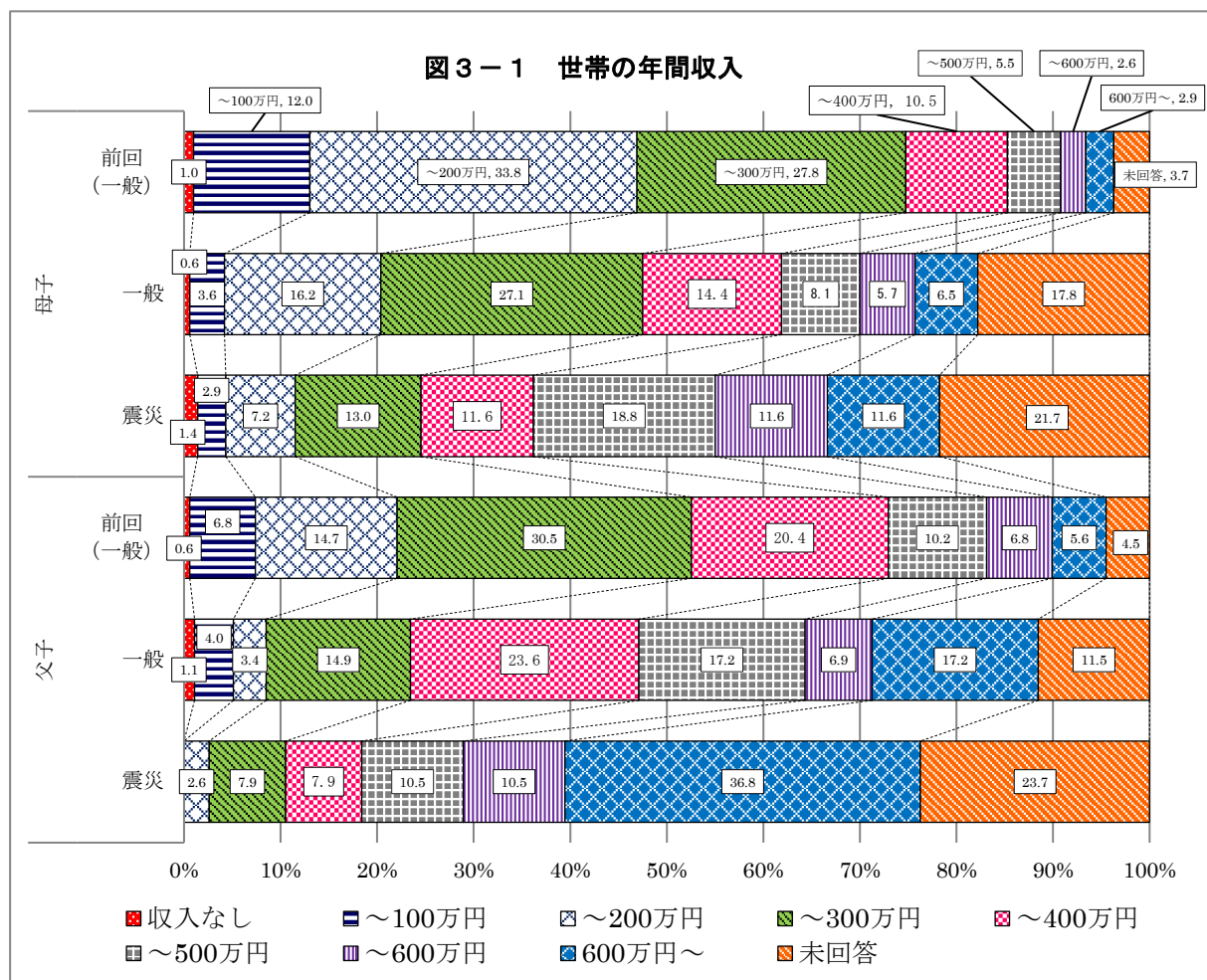


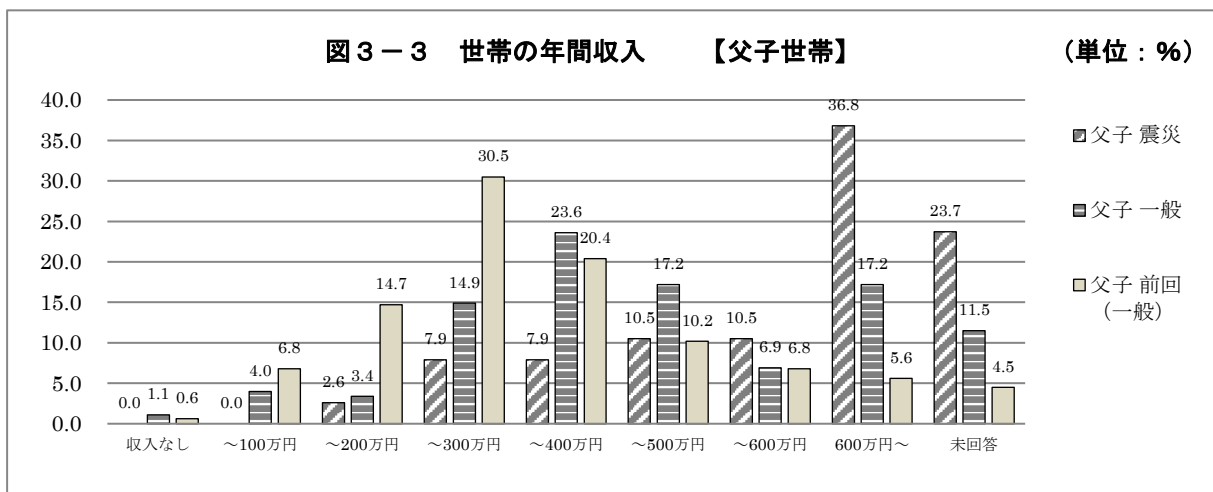
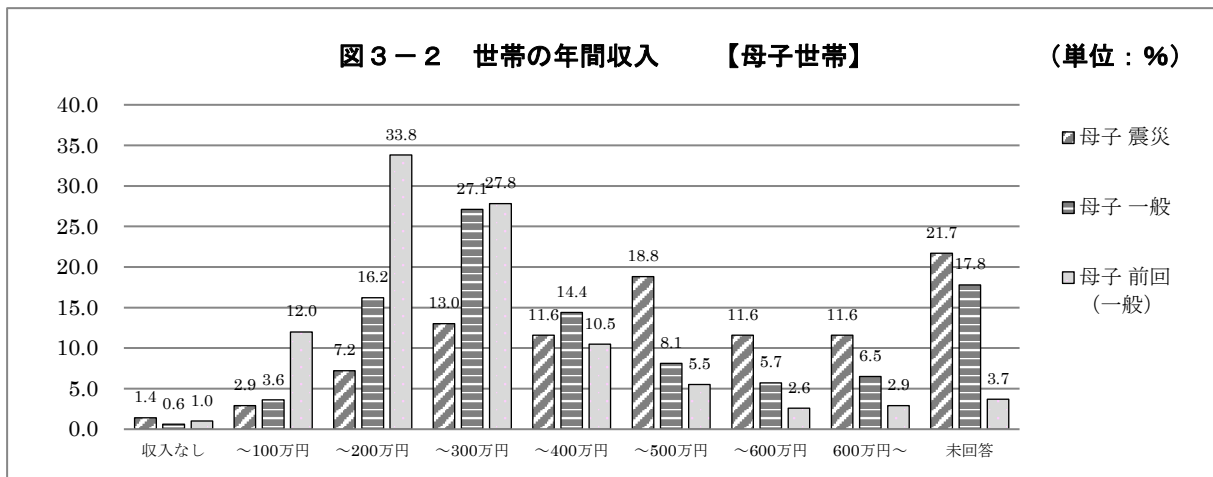
4 家計の状況

一般母子世帯では、「200～300万円未満」の世帯が27.1%と最も多く、次いで「100～200万円未満」の世帯が16.2%となっており、「300万円未満」の世帯が47.5%と半数近くを占めています。また、震災母子世帯は、「400～500万円未満」の世帯が18.8%と最も多く、一般世帯より震災世帯の方が高い所得水準となっています。

一方、一般父子世帯では「300～400万円未満」の世帯が23.6%と最も多く、「400万円未満」の世帯が47.0%と半数近くを占めています。震災父子世帯については、「600万円以上」の世帯が36.8%と最も多くなっており、母子世帯同様、震災世帯の方が高い所得水準となっています。

前回調査と比較すると、一般世帯で、母子世帯の「300万円未満」の世帯が27.1ポイント減少し、父子世帯の「400万円未満」の世帯が26ポイント減少しています。





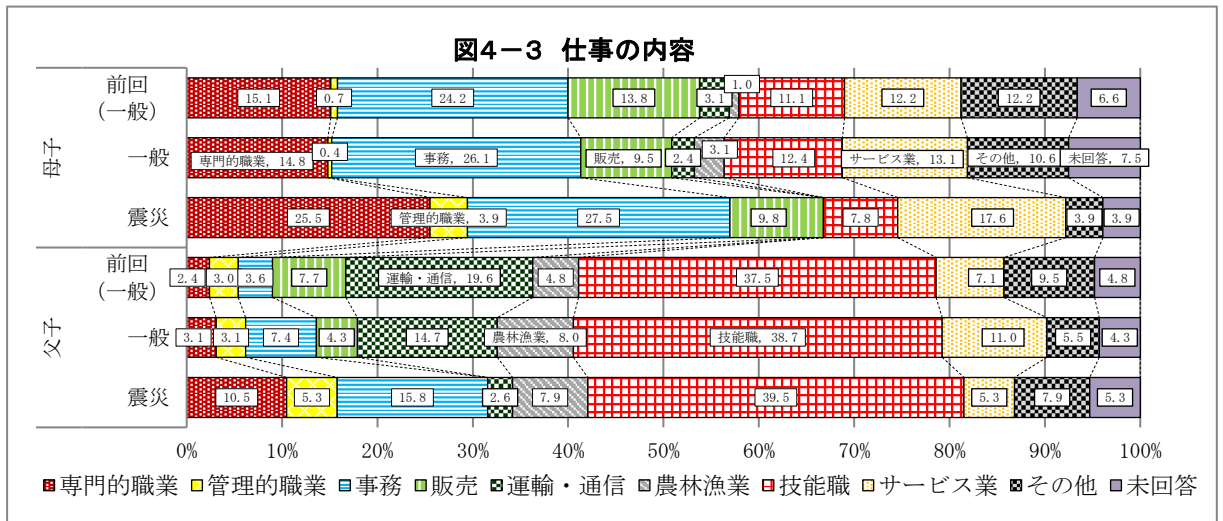
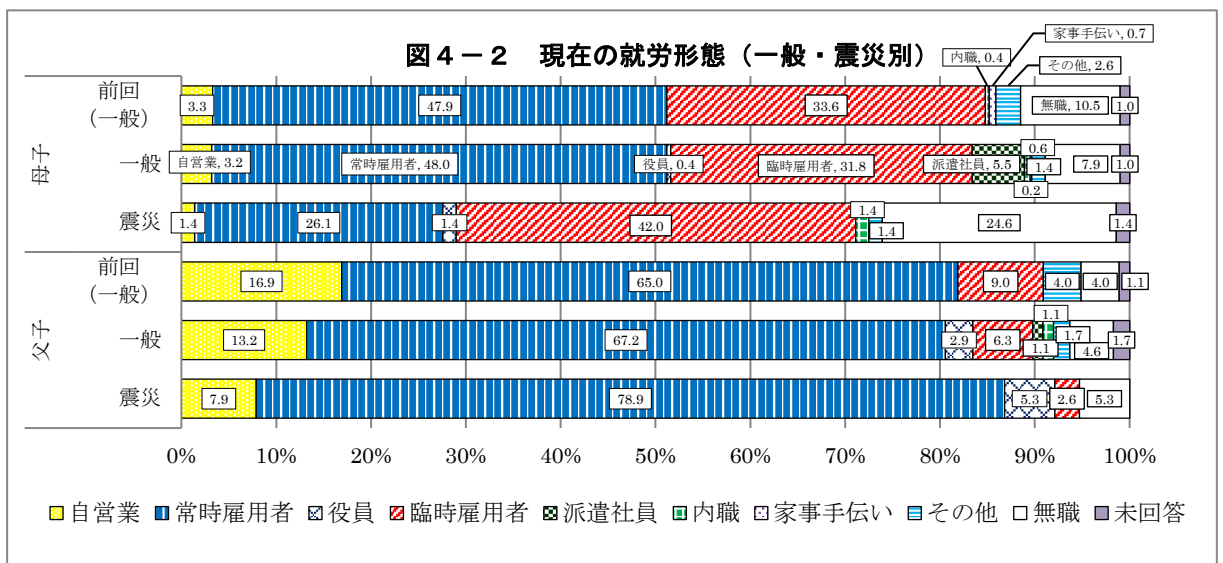
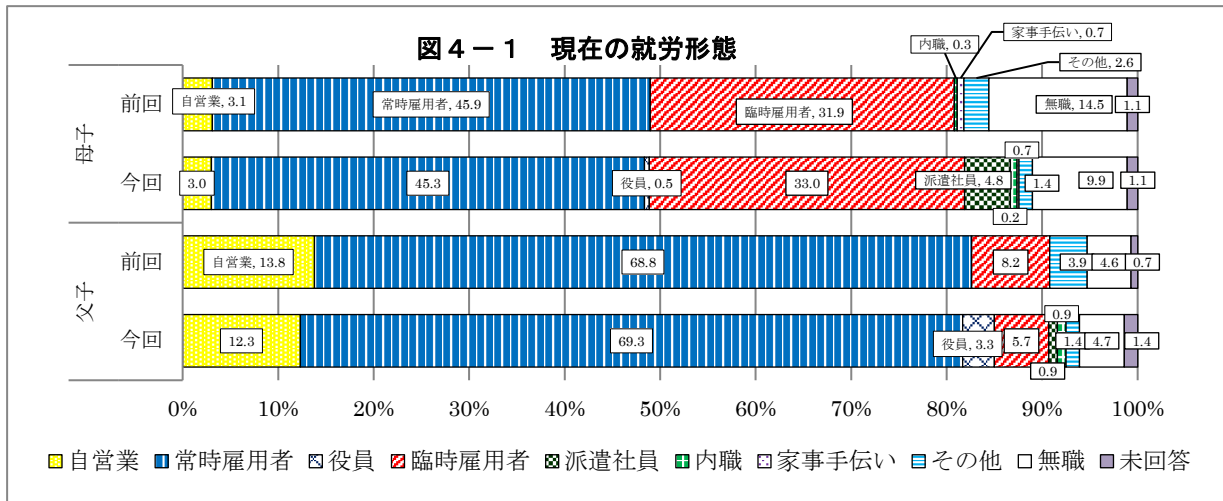
5 就業の状況

母子世帯の母の就業率は89.0%であり、「常時雇用者」が45.3%、「臨時雇用者」が33.0%となっており、父子世帯と比較して臨時雇用者の割合が高くなっています。また、母子世帯の一般世帯と震災世帯を比較すると、震災世帯では「臨時雇用者」が42.0%、「無職」が24.6%と高い数値となっています。

一方、父子世帯の父の就業率は93.9%であり、「常時雇用者」が69.3%、「臨時雇用者」は5.7%であり、一般世帯・震災世帯とも「自営業」と「常時雇用者」で8割以上を占めています。

前回調査と比較すると、母子世帯で「臨時雇用者」の割合が若干増加したほか、「無職」の割合が減少しています。

また、職業を見ると、母子世帯では「事務職」の割合が高く、父子世帯では「技能職」の割合が高くなっています。



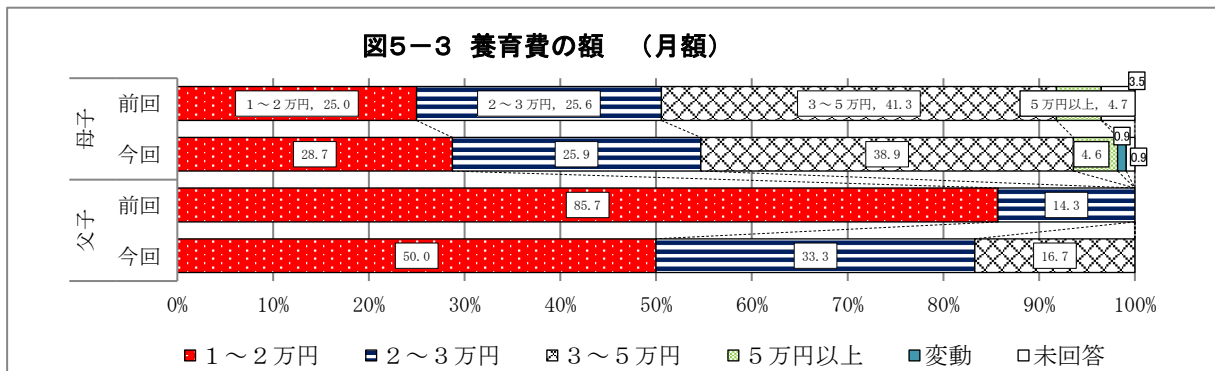
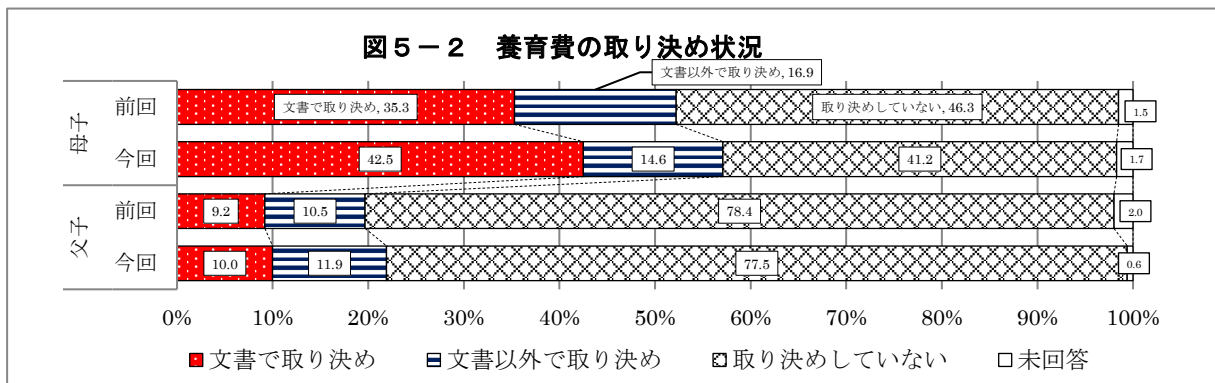
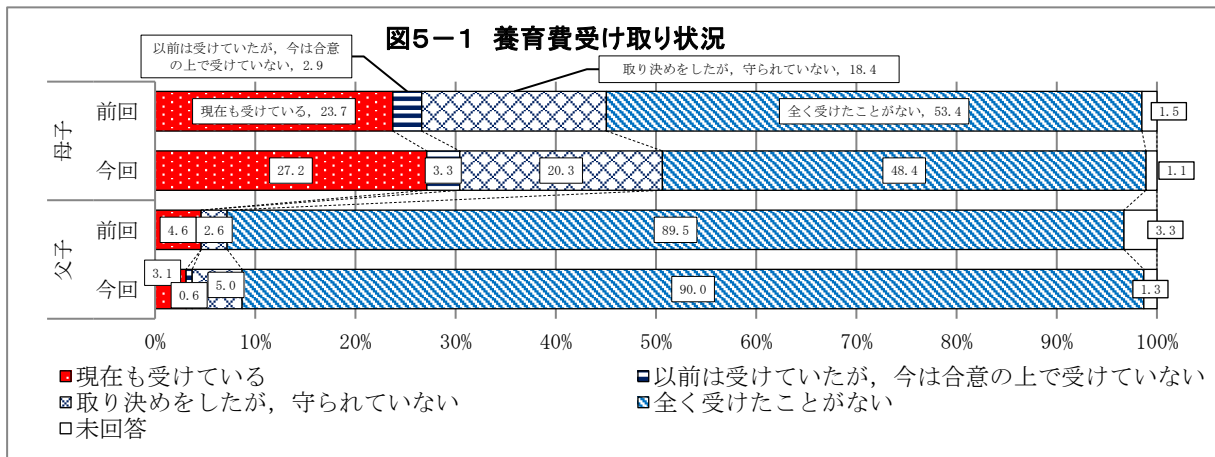
職種区分	専門的職業	管理的職業	事務	販売	運輸・通信	技能職	サービス業
	医師、看護師、保健師・保育士・教員など資格を有するもの	会社や団体の役員など	一般事務のほか、外勤事務を含む	商品の販売、店員、セールスなど	職業運転士・同助手、荷役など運輸従事者、通信従事者	製造、加工、組立、建設、修理などの従事者	飲食店、理容・美容店など接客やサービス従事者

6 養育費の状況

母子世帯では「現在も受けている」世帯は27.2%、「取り決めたが、守られていない」世帯が20.3%、「全く受けたことがない」世帯は48.4%となっており、約7割の世帯が養育費を受け取っていません。父子世帯においても、「全く受けたことがない」世帯が90.0%となっています。

前回調査と比較すると、母子世帯では「現在も受けている」世帯が増えたものの、「取り決めたが、守られていない」世帯も増加しています。父子世帯では、「現在も受けている」世帯が減少し、「取り決めたが、守られていない」「全く受けたことがない」世帯が増加しています。一方、養育費の取り決めについては、文書等で取り決めている世帯が前回調査より増えています。

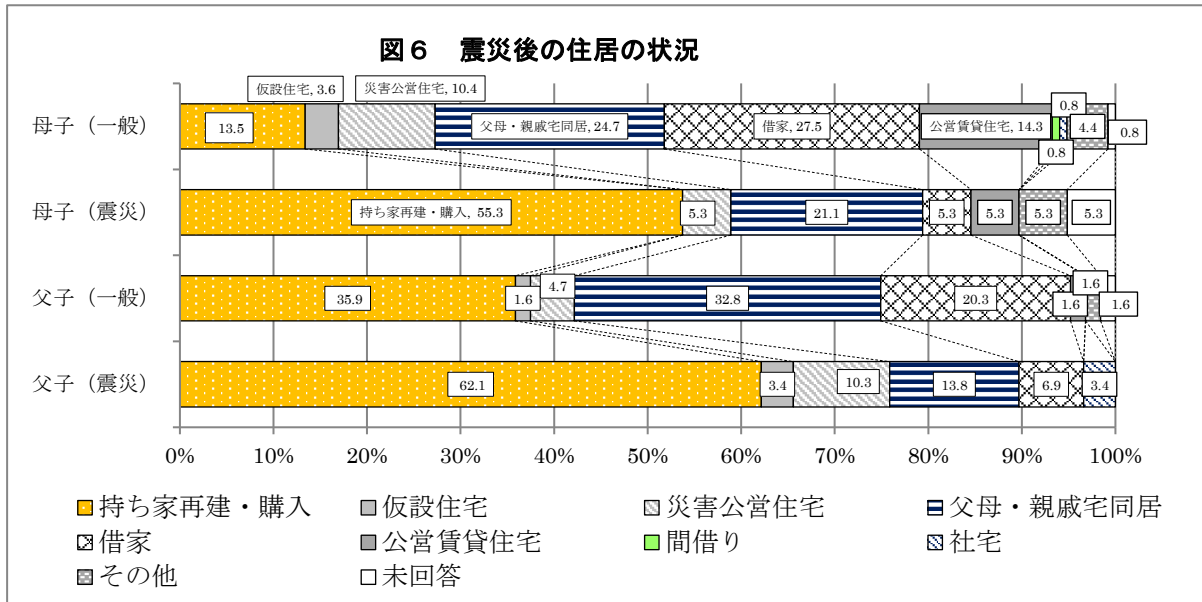
また、受け取っている養育費の金額について、母子世帯では「3～5万円未満」が38.9%、父子世帯では「1～2万円未満」が50.0%と最も多くなっています。



7 住居の状況

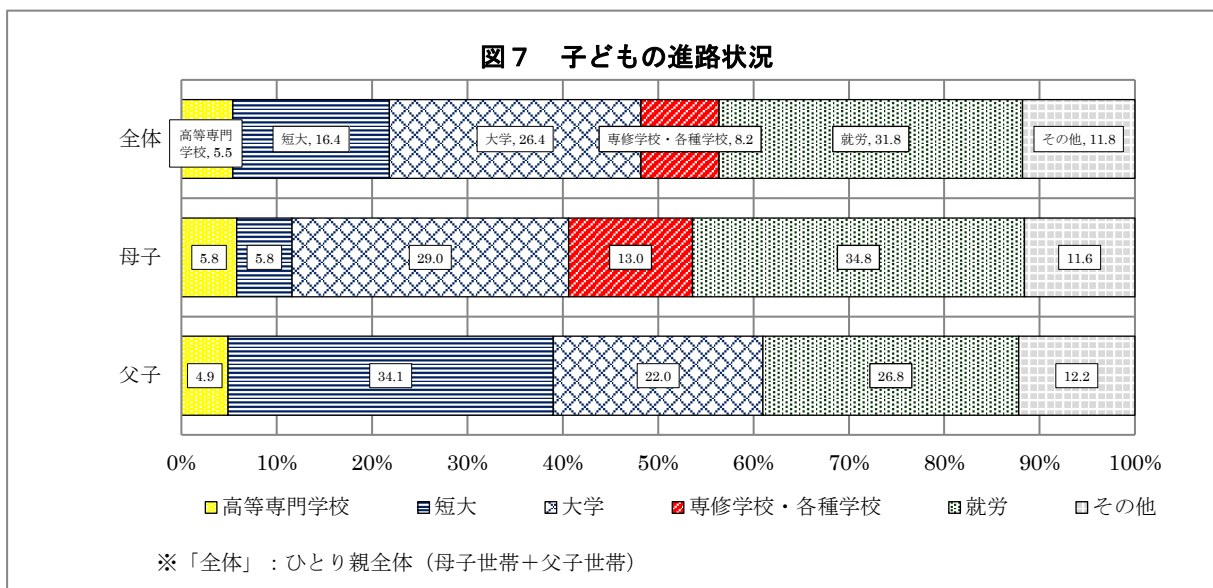
東日本大震災前後で住居が変わった世帯の震災後の住居について、一般母子世帯では「借家」が27.5%と最も多く、次いで「父母等の家に同居」が24.7%となっています。震災母子世帯では「持ち家再建・購入」が55.3%と最も多くなっています。父子世帯では、一般世帯、震災世帯ともに「持ち家再建・購入」が最も多くなっています。

母子・父子の震災世帯では、震災後に持ち家を再建・購入した世帯が半数を超えています。



8 子どもの進路状況

高校卒業後の進路は、母子世帯では「就労」が34.8%と最も多く、次いで「大学」が29.0%となり、専修学校等を含めた進学率は53.6%となっています。父子世帯では「短大」が34.1%と最も多く、次いで「就労」が26.8%となり、専修学校等を含めた進学率は61.0%となっています。



9 困りごと等について

ひとり親家庭になった当時の困りごととしては、一般母子世帯では60.3%が「生活費」をあげており、次いで、「子どもの世話や教育」が多くなっています。震災母子世帯では「子どもの世話や教育」が最も多くなっています。また、一般父子世帯では「子どもの世話や教育」が39.1%と最も多く、次いで「生活費」が31.3%となっています。震災父子世帯では、「家事」が最も多く、次いで「子どもの世話や教育」となっています。

現在困っていることとしては、一般母子世帯では、「生活費」を多くの世帯が挙げているほか、「子どもの世話・教育」、「仕事」についても高い数値となっています。一方、震災母子世帯では、「健康」、「子どもの世話・教育」、「親族の健康・介護」を挙げている世帯が多くなっています。一般父子世帯では、「生活費」や「子どもの世話や教育」、「仕事」を挙げている世帯が多く、震災父子世帯では「生活費」や「家事」、「健康」が高い数値となっています。

なお、寡婦世帯が現在困っていることでは、「老後のこと」や「健康」、「生活費」を挙げている世帯が多くなっています。

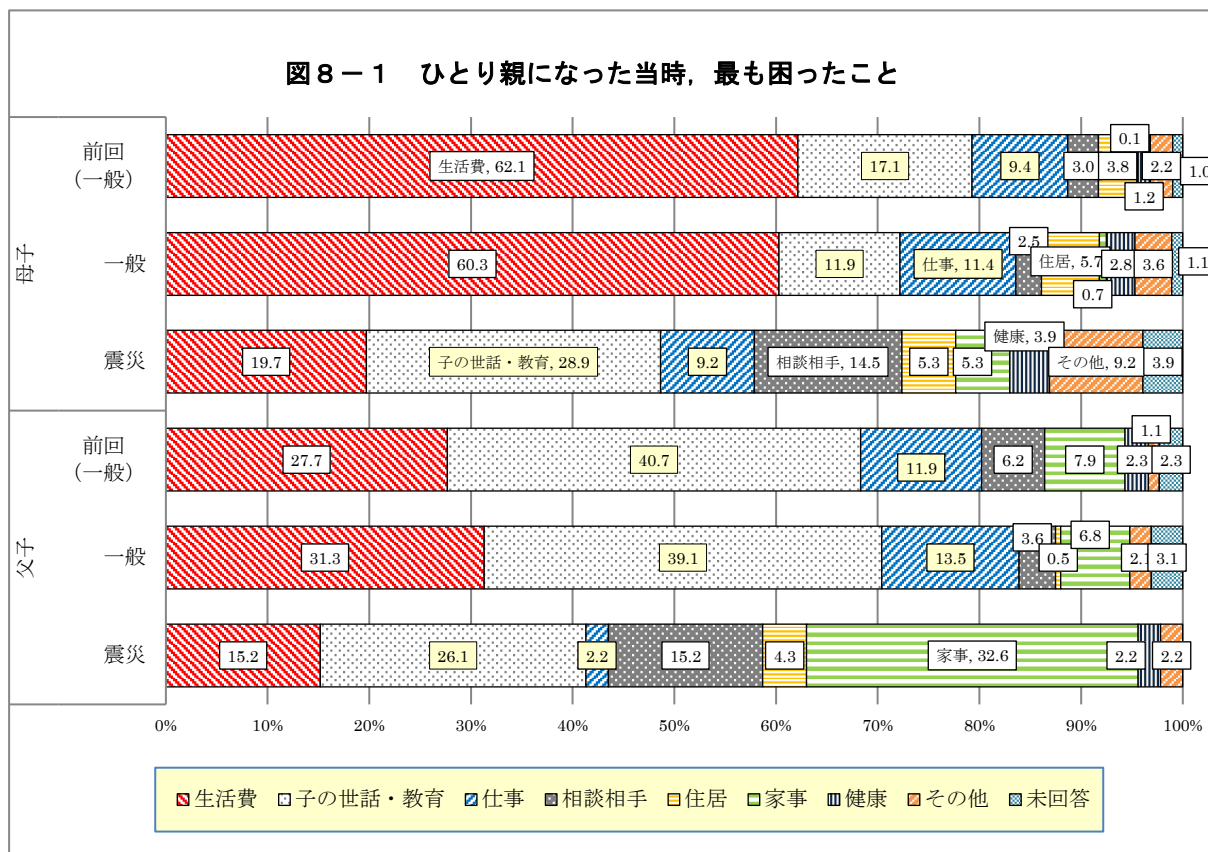
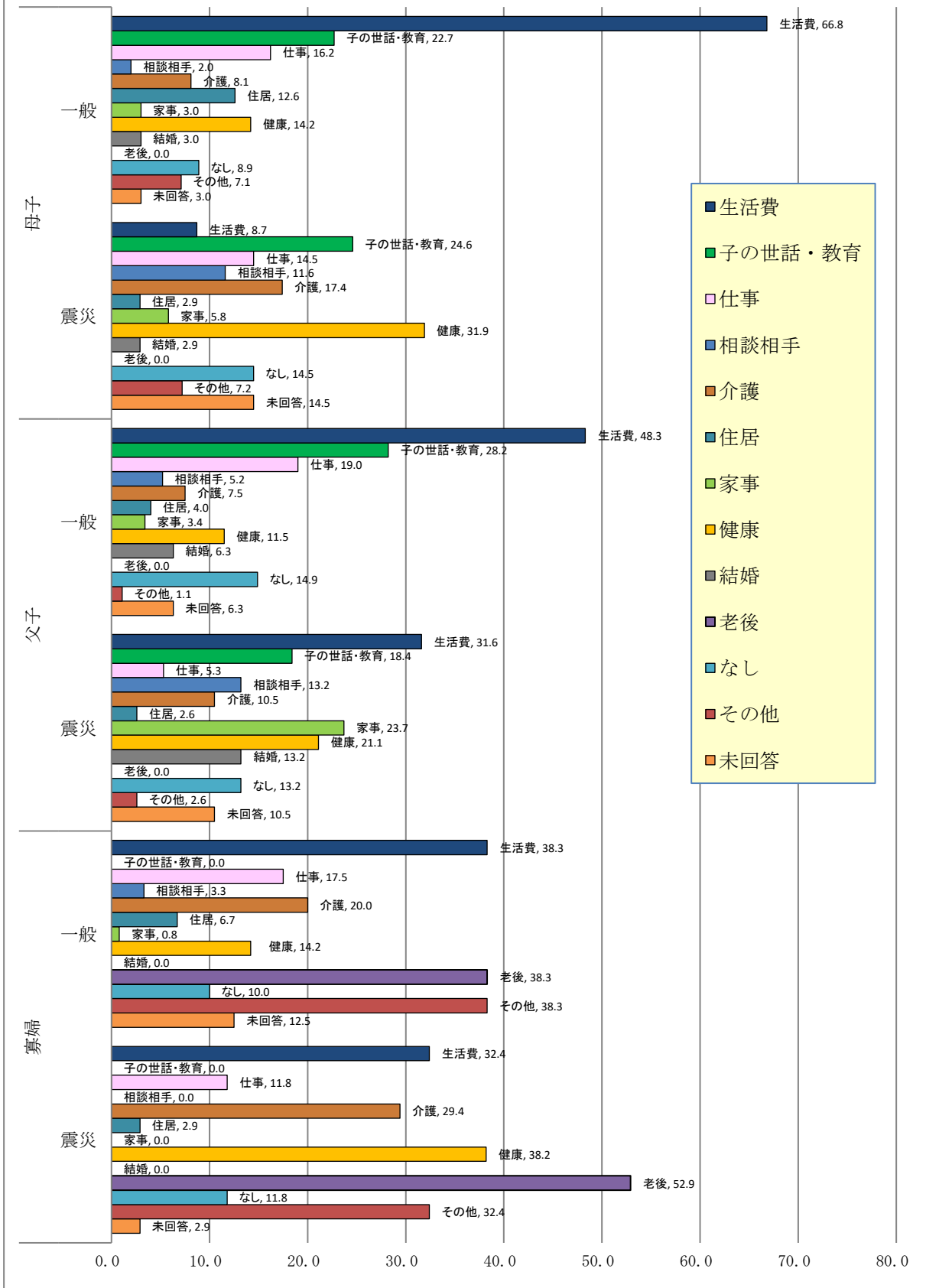


図8-2 現在困っていること

(単位: %)

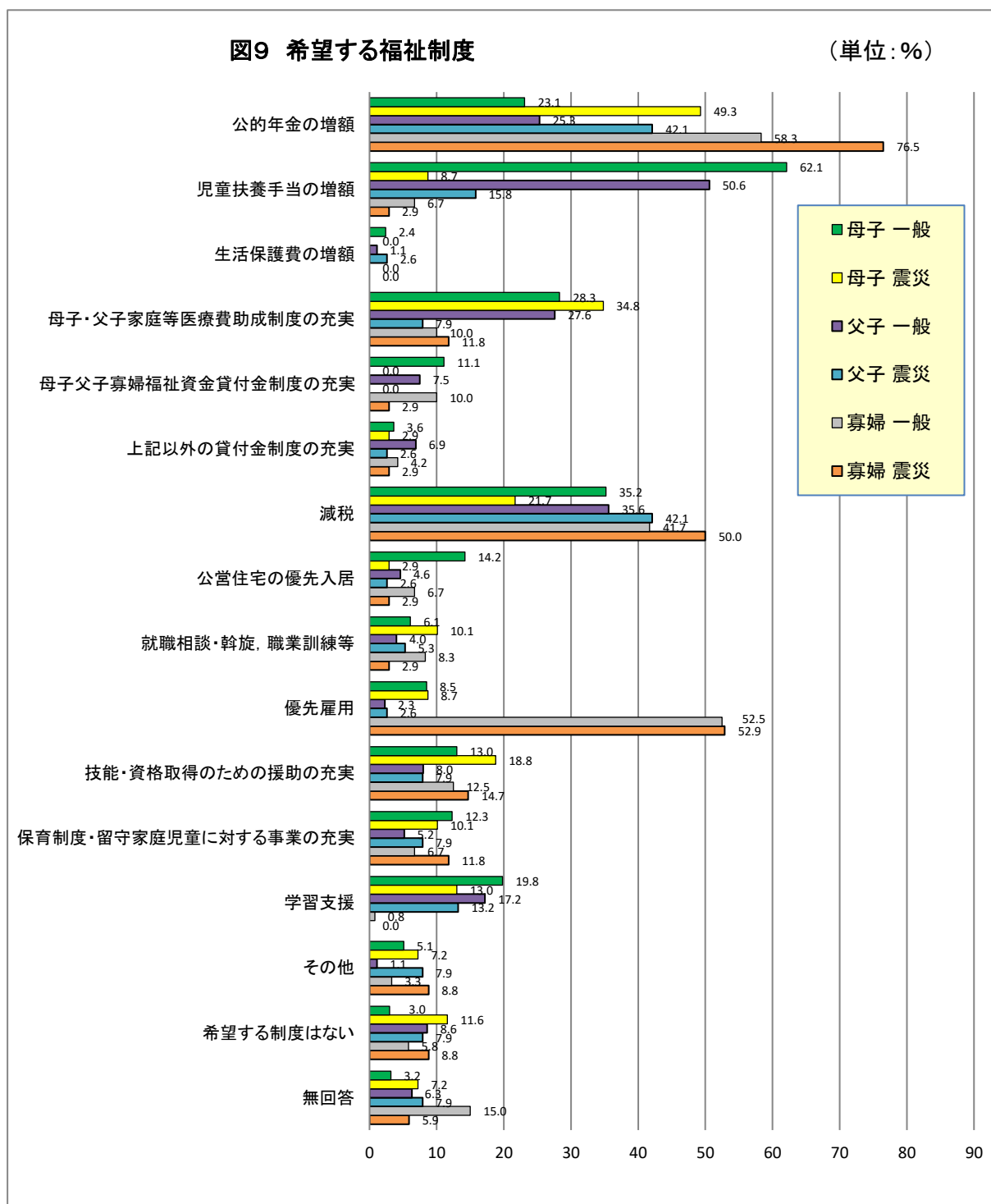


10 希望する福祉制度

一般母子世帯では「児童扶養手当の増額」が最も多いのに対し、震災母子世帯では「公的年金の増額」が多くなっています。

一般父子世帯では「児童扶養手当の増額」が最も多いのに対し、震災父子世帯では「公的年金の増額」と「減税」が多くなっています。

寡婦については一般世帯、震災世帯とも、「公的年金の増額」及び「優先雇用」が多く挙げられています。



11 まとめ

(1) 母子世帯

①一般世帯

就労形態は、常時雇用が約半分を占めていますが、臨時雇用の割合も高く、年間収入は低い状況にあります。また、養育費については、「全く受けたことがない」「取り決めをしたが、守られていない」の割合が約7割となり、経済的に不安定な状態にあります。現在困っていることとしては、「生活費」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度としては、「児童扶養手当の増額」が最も多くなっています。問題解決のための支援策としては、「職業訓練受講に対する経済的支援」を必要とする割合が高くなっているほか、「延長保育・休日保育の充実」「相談体制の充実」など様々な支援を望んでいます。

②震災世帯

就労形態は、臨時雇用の割合が最も高く、次に常時雇用と無職の割合がほぼ同じとなっていますが、年間収入は一般世帯の水準より高くなっています。年齢層は一般世帯より高く、現在困っていることとして、「健康」「子どもの世話や教育」や「親族の健康・介護」を挙げている世帯が多くなっています。希望する福祉制度としては、「公的年金の増額」が多くなっています。問題解決のための支援策としては、「技能講習、職業訓練の機会増加」を必要とする割合が高くなっているほか、様々な支援を望んでいます。

以上のことから、経済的な支援とともに、養育費取得に係る支援、よりよい就業に向けた資格取得等に関する支援等総合的な支援が求められています。また、特に震災世帯においては、現在困っていることとして、「子どもの世話や教育」のほか「健康」「親族の健康・介護」が挙げられていることから、地域における子育て環境の整備や相談体制の充実を図る必要があります。

(2) 父子世帯

①一般世帯

就労形態は、常時雇用及び自営業が多数を占めています。前回調査と比較すると、年間収入において改善は見られるものの、所得水準が低い世帯も一定割合存在します。現在困っていることとして、「生活費」と「子どもの世話や教育」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度として、「児童扶養手当の増額」が最も多くなっています。問題解決のための支援策としては、「相談体制の充実」や「職業訓練受講に対する経済的支援」を必要とする割合が高くなっています。

②震災世帯

現在困っていることとして、「生活費」のほか「家事」や「健康」を挙げている世帯が多く、希望する福祉制度として、「公的年金の増額」と「減税」が多くなっています。問題解決のための支援策としては、「職業訓練受講に対する経済的支援」を必要とする割合が高くなっています。

以上のことから、経済的な支援とともに、特に震災世帯においては困っていることとして、「家事」や「健康」が挙げられており、子育てなど日常生活に関する支援や相談体制の充実を図る必要があります。

(3) 寡婦

①一般世帯

年間収入において、やや改善が見られるものの、現在困っていることとして、「生活費」、「老後のこと」を挙げている世帯が多くなっています。希望する福祉制度は、「公的年金の増額」及び「優先雇用」が上位を占めています。

②震災世帯

収入は一般世帯に比べ低い割合が高く、現在困っていることとしては、「老後のこと」「健康」を挙げている世帯が多くなっています。希望する福祉制度は「公的年金の増額」及び「優先雇用」が上位を占めています。

以上のことから、経済的な支援とともに、老後や健康に関する相談体制の充実を図る必要があります。

第2章 計画の基本的方向

1 計画の基本理念

ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきとすこやかに育成される地域社会の実現

2 施策の基本的な方向

ひとり親家庭及び寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進に主眼を置いて、各種施策を総合的に展開します。

また、県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村に対する支援を行うことが必要です。

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦は、自身や子どもの年齢、住居や同居家族の状況等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待等の多様な課題を抱えている場合があります。

このため、悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、適切な支援メニューを提供する体制を整えることが重要です。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に、その状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター等の一般の子育て支援の積極的な活用促進とともに、日常生活への支援の拡充等に取り組むことが重要です。

また、就業支援を中心として、各種支援策を総合的に展開し、ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するものです。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、各種施策を講じていく必要があります。

(3) 就業支援の強化

ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要です。

そのため、ひとり親家庭に対する就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等の施策を推進するとともに、特に就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する高等

学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用等を一部支給する事業については、その周知を図ることが必要です。

(4) 養育費の確保の促進

養育費については、その取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの準備が重要であり、その重要性や法制度を理解してもらうための周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、弁護士による養育費相談の実施が重要です。

また、その履行確保に向けては、民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設されたことから、関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進することが重要です。

(5) 福祉と雇用の連携

ひとり親家庭及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要です。こうした観点から、ひとり親家庭及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、ハローワーク等との連携を図り、必要に応じて窓口にあっせんする等のきめ細やかな支援が求められます。

また、就業による自立に向けた支援においては、就業に向けた職業能力開発とあわせて就業する際の子育て支援等、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠です。

(6) 関係機関相互の協力

ひとり親家庭及び寡婦への支援については、就業支援と子育て・生活支援を組み合わせる実施することが重要であることから、ひとり親家庭支援員、福祉事務所その他ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する機関、児童委員、児童家庭支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉施設、ハローワーク、学校、教育委員会、母子・父子福祉団体等の地域で子育て支援等の活動を行う民間団体その他ひとり親家庭及び寡婦の支援を行う関係機関が相互に協力することが必要です。

また、家計、仕事、家事、住居、子どもの教育・進学、親族の健康・介護、児童虐待、配偶者からの暴力等、ひとり親家庭及び寡婦の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育等の幅広い分野にわたる関係機関が相互に連携することも必要です。

3 計画の基本目標

(1) 相談機能の充実

ひとり親家庭及び寡婦が抱える、子育てをはじめとした生活及び就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を促進します。また、東日本大震災の影響を受けた子どもの心のケアの相談窓口を継続して設置し、震災の影響に対する支援を行います。

(2) 子育てや生活の支援

ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立ができるように、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供を行い、公営住宅入居の優遇措置等、子育てや生活の面での支援を推進します。また、ひとり親家庭の貧困が深刻な状況を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据え、学習支援など子どもの貧困対策を推進します。

(3) 就業支援

ひとり親家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力開発への支援に取り組むとともに、企業への働きかけ等を推進し、就業支援を促進します。特に、就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の支援制度の周知を図り、その利用を促進します。

(4) 養育費の確保

子どもを監護しない親からの養育費は子どもの権利であり、その支払いは親としての責任であります。ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、子どもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに、養育費に関する相談にも適切に対応していきます。

また、国では公的機関による養育費の履行確保に向けた検討が開始されていること、先駆的な取組を進めている自治体があることから、養育費の履行確保に向けた支援のあり方について、国や他の自治体の動向を注視しながら、検討を進めます。

(5) 自立へ向けての経済的支援

ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給やひとり親家庭に対する医療費助成、保護者を亡くした子どもたちへの奨学金等を分かりやすく周知し必要とする家庭の利用を促し、支給を行うとともに、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。

(6) 人権尊重の社会づくり

ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業

の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発，企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて，ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めていきます。

4 計画の指標

施策の効果等の検証を行い，今後の施策推進の参考とするため，下記項目を指標とします。

	宮城県		(参考) 全国	
	数値	備考	数値	備考
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	89.0%	内訳 常時雇用者 45.3% 臨時雇用者 33.0% その他 10.7%	81.8%	内訳 正規の職員・従業員 36.2% パート・アルバイト等 35.8% その他 9.8%
ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	93.9%	内訳 常時雇用者 69.3% 臨時雇用者 5.7% その他 18.9%	85.4%	内訳 正規の職員・従業員 58.3% パート・アルバイト等 5.4% その他 21.7%
ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	97.3%		95.9%	
ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校卒業後)	56.4%	内訳 大学等 48.2% 専修学校等 8.2%	58.5%	内訳 大学等 41.9% 専修学校等 16.7%
養育費について取決めをしている割合 (母子家庭)	57.1%		42.9%	
養育費について取決めをしている割合 (父子家庭)	21.9%		20.8%	
養育費を受け取っていない世帯の割合 (母子家庭)	72.0%		71.5%	
養育費を受け取っていない世帯の割合 (父子家庭)	95.6%		90.9%	

※県数値：平成 30 年度宮城県ひとり親世帯等実態調査 (H30. 11. 1 現在)

※全国数値：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査 (H28. 11. 1 現在)

第3章 具体的な施策

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

- ① ひとり親家庭支援員の設置
- ② 母子父子家庭等の特別相談
- ③ 男女共同参画の相談
- ④ 子どもの心のケアの推進
- ⑤ 母子父子家庭等の電話相談
- ⑥ 生活困窮者の自立支援(自立相談支援)
- ⑦ 子育て世代包括支援センターにおける支援

(2) 情報提供の充実

- ① ひとり親家庭及び寡婦に対する情報発信の充実

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

- ① 認定こども園・保育所・小規模保育等の優先入所
- ② 地域における子ども・子育て支援

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

- ① ひとり親家庭等への日常生活支援

(3) 母子生活支援施設の機能の充実

- ① 母子生活支援施設への入所
- ② 母子生活支援施設の機能拡充の促進

(4) 生活基盤の確保

- ① 身元保証人の確保対策
- ② 県営住宅入居の優遇措置
- ③ UR賃貸住宅の優遇措置
- ④ 住宅セーフティネットの構築推進
- ⑤ 生活困窮者の自立支援(住宅確保給付金)

(5) 子どもの貧困対策の推進

- ① 子どもの貧困対策の推進
- ② 子どもの学習・生活支援

3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立支援センターの設置

② 一般市等就業・自立支援事業の促進

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金の給付

② 高等職業訓練促進給付金の給付

③ 離職者等再就職訓練(育児等両立コース)の実施

④ 高等職業訓練促進資金貸付金の貸付

⑤ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共施設等における雇入れの推進

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進

③ 「女性のチカラは企業の手」の普及推進

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラムの策定

② 生活保護受給者等の就労支援

③ 就業支援関係者に対する研修の実施

④ ひとり親家庭支援員の設置(再掲)

⑤ 生活困窮者の自立支援(就労支援)

⑥ 女性・高齢者等の新規就業支援

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子団体等への支援

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費・面会交流に係る情報発信・啓発活動の推進

(2) 相談体制の充実

① 母子父子家庭等の特別相談(再掲)

② 男女共同参画の相談(再掲)

③ 養育費相談対応力向上

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(2) 児童扶養手当の給付

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施

(4) 東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金の給付

(5) 遺児等サポート奨学金の給付

(6) 支援体制の整備

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進

(2) 子育て支援を進める県民運動

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

① ひとり親家庭支援員の設置 [関係機関：県，市]

子育て，生活，就業など，ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題解決に必要なかつ適切な助言ができるよう，県の各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を適切に配置します。

また，ひとり親家庭支援員には，ひとり親家庭及び寡婦に寄り添ったきめ細やかな相談支援を行うことが求められることから，研修会等の実施による人材育成を推進するとともに，関係機関と連携協力し，支援を必要とするひとり親や寡婦が行政等の相談窓口で確実につながるよう相談機能の充実を図ります。

さらに，市における相談機能の充実を図るため，相談員の設置の推進と事業の円滑な運用のために必要な助言・指導を行っていきます。

- 【現況】
- ・県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員10人配置
(令和元年度，市は岩沼市で2人，大崎市で2人配置)
 - ・相談件数：1,300件(平成30年度県実績)

② 母子父子家庭等の特別相談 [関係機関：県]

生活上抱える諸問題のうち，専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じます。養育費等，専門的な意見を必要とする相談者が，適切に相談ができるよう相談窓口の周知に努めていきます。

- 【現況】
- ・母子・父子福祉センター及び各保健福祉事務所において実施
 - ・年間24回開催，相談件数：17件(平成30年度実績)

③ 男女共同参画の相談 [関係機関：県]

「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し，家庭，地域，職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付けます。

- 【現況】
- ・電話相談及び面接相談(月～金)：1,094件
 - ・法律相談(第4木曜日，女性弁護士)：40件
 - ・男性相談(毎週水曜日)：96件
 - ・LGBT相談(第2・4火曜日)：91件
(平成30年度実績)

④ 子どもの心のケアの推進 [関係機関：県]

東日本大震災の影響を受けた子どもやその保護者を対象とした相談事業，市町への専門職派遣事業，各種研修・調査研究事業等を行います。

- 【現況】
- ・みやぎ心のケアセンター(公益社団法人宮城県精神保健福祉協会)に委託して実施
 - ・相談延べ件数：330件
 - ・専門職派遣：309回
 - ・研修事業：40件
(平成30年度実績)

⑤ 母子父子家庭等の電話相談〔関係機関：県〕

平日に時間的余裕が持てないひとり親家庭等のために、日曜日を相談日として、子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて気軽に相談できる電話相談事業を実施します。

- 【現況】 ・公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施
・相談件数：50件（平成30年度実績）

⑥ 生活困窮者の自立支援（自立相談支援）〔関係機関：県，市〕

生活保護に至る前の生活困窮するひとり親家庭等の自立支援のために、包括的な相談窓口を県内全域に設置し、就労支援や居住確保支援を行います。

- 【現況】 ・県内全域で相談事業等を実施
・相談件数：1,094件（平成30年度実績）

⑦ 子育て世代包括支援センターにおける支援〔関係機関：県，市町村〕

市町村に設置された子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関する様々な相談に対応し、ひとり親の子育てに対する不安や孤立感の軽減を図ります。

- 【現況】 ・県内15市町，32カ所で相談支援を実施（平成31年4月1日現在）

(2) 情報提供の充実

① ひとり親家庭及び寡婦に対する情報発信の充実〔関係機関：県，市町村〕

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談窓口や福祉施策などの必要な情報を分かりやすく発信します。情報発信の手段として、若年層にも情報が届きやすいよう、SNS等を活用した情報発信に努めます。

また、ひとり親家庭等の抱える悩みは多岐にわたり、支援に関係する機関や団体も幅広いことから、情報交換の場の設置等により各々の取組の情報共有を図り、ひとり親家庭等に適切な情報が提供できるよう努めます。

- 【現況】 ・県政だよりや児童扶養手当現況届け提出時における情報提供
・ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部（平成30年度実績）

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

① 認定こども園・保育所・小規模保育等の優先入所〔関係機関：県，市町村〕

ひとり親家庭の親が就業や求職活動，職業訓練を行う際に，安心して子育てができるよう，保育所への優先的入所に努めます。また，ひとり親家庭に対する保育料の優遇措置を行います。

- 【現況】 ・各市町村において実施
・保育所等数：367箇所
（平成30年4月1日現在）

② 地域における子ども・子育て支援 [関係機関：県，市町村]

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援します。

ア 放課後児童クラブの優先利用

昼間保護者のいない小学校に就学している児童や特別支援学校に通学する児童の健全育成を図る放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるような取組を実施します。

- 【現況】 ・各市町村において実施
・運営費補助：674クラブ（平成30年度実績）

イ 多様な保育サービスの提供

乳児や児童の保育が必要なときに、延長保育（延長保育事業）や一時保育（一時預かり事業）などの多様な保育サービスを提供します。また、児童養護施設への短期の入所（子育て短期支援事業）や地域で子どもを預けたい人と預かりたい人とのコーディネート（ファミリー・サポート・センター事業）など多様な子育てサービスを提供します。

- 【現況】 ・各市町村において実施
・特定保育（延長保育）：501箇所
・一時保育：276箇所
・子育て短期支援事業実施施設：8施設
・ファミリー・サポート・センター設置数：19箇所
（平成30年度実績）

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

① ひとり親家庭等への日常生活支援 [関係機関：県，市町村]

ひとり親家庭及び寡婦が、自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員をひとり親家庭及び寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行います。

また、市町村における日常生活支援事業の実施の推進と事業の円滑な運用のため、助言・指導を行っていきます。

- 【現況】 ・名取市，柴田町の1市1町で実施
・派遣等延べ件数：170件（平成30年度実績）

(3) 母子生活支援施設の機能の充実

① 母子生活支援施設への入所 [関係機関：県，市]

市及び県の福祉事務所を通して、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けると認める場合、当該母子を入所させて、保護するとともに必要な生活指導を行い、自立促進のための生活支援を行います。

- 【現況】 ・施設数：5施設 入所世帯：32世帯 入所人員：86人
（県措置分のみ，平成31年4月1日現在）

② 母子生活支援施設の機能拡充の促進 [関係機関：県，市]

DV等の被害から避難する必要のある母子世帯のために、住所地から離れた母子生活支援施設において広域的に受け入れることにより、安定した生活を確保します。

【現況】 ・広域入所世帯：3世帯，入所人員：10人
(県施設，平成31年4月1日現在)

(4) 生活基盤の確保

① 身元保証人の確保対策 [関係機関：県]

母子生活支援施設や婦人保護施設に入所している女性や子どもが、施設を退所して社会的に自立した生活を行おうとする場合に、施設長等が身元保証人となった場合の保険料について補助し、就職やアパート等の賃借が困難となる者を支援します。

【現況】 ・3人(34月分)(平成30年度実績)

② 県営住宅入居の優遇措置 [関係機関：県]

住宅に困窮するひとり親世帯について当選確率を2倍とする抽選倍率の優遇措置，児童を3人以上扶養している世帯など特定の世帯のみが申込みできる特別割当住宅の募集，及び就業が困難なひとり親世帯等，著しく収入の少ない入居世帯に対する家賃減免を実施します。

【現況】 ・年4回(6，9，12，3月)の定期募集を実施
・母子・父子世帯入居戸数：77世帯(平成30年度実績)

③ UR賃貸住宅の優遇措置 [関係機関：民間]

UR(都市機構)賃貸住宅へ申込みの際に，母子世帯(妊娠している単身者の方か，配偶者のいない母と満20歳未満の被扶養者である子の同居世帯)の収入が基準月収額の2分の1に満たない場合でも，一定の条件(所得の特例)を満たせば申込みすることができる制度の活用を促進します。

【現況】 ・申込み時の優遇措置の実施

④ 住宅セーフティネットの構築推進 [関係機関：県，市，民間]

新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け，宮城県居住支援協議会と連携しながら，住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。

(※)低額所得者，高齢者，障害者等の住宅の確保に配慮を要する者で，子どもを養育している者等が含まれる。

【現況】 ・セーフティネット住宅の登録促進

⑤ 生活困窮者の自立支援(住宅確保給付金) [関係機関：県，市]

生活保護に至る前の生活困窮するひとり親家庭等の自立支援のために，包括的な相談窓口を県内全域に設置し，住宅確保給付金等の相談に応じ，各福祉事務所で決定・支給します。

【現況】 ・各福祉事務所において決定・支給
・住宅確保給付金支給件数：54件(平成30年度実績)

(5) 子どもの貧困対策の推進

① 子どもの貧困対策の推進 [関係機関：県]

子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む活動団体や、地域の実情に応じて市町村が行う子どもの貧困対策の取組を支援します。

【現況】 ・子ども食堂立ち上げ講座等による支援

② 子どもの学習・生活支援 [関係機関：県，市]

生活保護世帯等生活に困窮するひとり親世帯等の子どもに対し、県内各拠点において基礎学力の向上を目的とした学習支援と居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施することにより、貧困の連鎖の防止を図ります。

【現況】 ・石巻・塩釜・白石・岩沼・大崎の5市と全町村を対象とした圏域で実施
(令和元年12月末現在)

3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立支援センターの設置 [関係機関：県]

ひとり親家庭及び寡婦の生活支援、就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を宮城県母子・父子福祉センターに設置し、就業相談、就業支援講習会、職業紹介等の実施により、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図ります。

【現況】 ・公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施
・就業相談件数：125件（平成30年度実績）
・就業支援講習会受講者数：28人（同上）
・就職支援セミナー受講者数：58人（同上）

② 一般市等就業・自立支援事業の促進 [関係機関：市]

地域の実情に応じ、就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業、養育費等支援事業、面会交流支援事業、相談関係職員研修支援事業、広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の中から選択して事業を実施します。

また、各市に対し、事業実施を推進するとともに、事業の円滑な運用のため、助言・指導を行っていきます。

【現況】 ・各市における事業実施を促進

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金の給付 [関係機関：県，市]

ひとり親家庭の親が、適職に就くために必要だと認められる教育訓練講座等を受講した場合に受講料の一部を支給します。また、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対し、制度の周知を図っていきます。

【現況】 ・支給人数：26人（県分3人，市分23人）（平成30年度実績）

② 高等職業訓練促進給付金の給付〔関係機関：県，市〕

ひとり親家庭の親が、就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため1年以上の養成機関における養成訓練を受講している場合、養成期間中訓練促進給付金を支給するとともに、修了時には修了支援給付金を支給します。

また、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対し、制度の周知を図っていきます。

【現況】 ・支給人数：54人（県分10人，市分44人）（平成30年度実績）

③ 離職者等再就職訓練（育児等両立コース）の実施〔関係機関：国，県〕

公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースを実施します。

【現況】 ・民間教育訓練機関に委託して実施

④ 高等職業訓練促進資金貸付金の貸付〔関係機関：県，民間〕

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で就業するひとり親家庭の親に対して、入学準備金及び就職準備金を貸し付け、資格取得を促進します。なお、一定の条件を満たす場合には、貸付金の返還を免除します。

【現況】 ・社会福祉協議会において貸付

・貸付件数：12件（平成30年度実績）

⑤ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援〔関係機関：県，市〕

ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等で実施する対象講座の受講費用の一部を支給します。

また、関係機関と連携し、ひとり親家庭に対し、制度の周知を図っていきます。

【現況】 ・ひとり親家庭支援ほっとブック等において制度周知

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共的施設等における雇入れの推進〔関係機関：国，県，市町村〕

県が設置する公共的施設等における、非常勤職員や臨時職員の求人情報を、母子父子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、ひとり親家庭の親及び寡婦の雇入れを推進します。

【現況】 ・求人情報の提供、各自治体及び公共施設における雇入れの推進

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進〔関係機関：国，県，民間〕

ひとり親家庭の親及び寡婦の雇用の促進や「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」についての理解を深めてもらうため、経営者団体や労働者団体等と連携し、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進します。

【現況】 ・チラシの配布等による啓発活動の推進

③ 「女性のチカラは企業の力」の普及推進 [関係機関：県]

企業における女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスへの取組を促すため、シンポジウムや地域フォーラムを開催し、表彰企業等の取組の事例紹介や情報交換等を行うとともに、女性のチカラを活かす企業認証制度の実施により男女共同参画社会の実現に取り組みます。

- 【現況】 ・「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催
・女性のチカラを活かす認証企業数：290社（平成30年度実績）

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラムの策定 [関係機関：県，市]

福祉事務所に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者の個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進に努めます。

- 【現況】 ・各福祉事務所において実施推進

② 生活保護受給者等の就労支援 [関係機関：国，県，市]

児童扶養手当受給者等に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援を行います。

- 【現況】 ・児童扶養手当の現況届提出月（8月）に、臨時相談窓口「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を開設

③ 就業支援関係者に対する研修の実施 [関係機関：国，県，市]

母子父子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所等と連携し、ひとり親家庭支援員等の就業支援関係者に対する研修を実施します。

- 【現況】 ・各種研修会の開催及び派遣：3回（平成30年度実績）

④ (再掲) ひとり親家庭支援員の設置 [関係機関：県，市]

子育て、生活、就業など、ひとり親家庭及び寡婦の抱えている問題解決に必要な助言ができるよう、県の各保健福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置するとともに、研修会等を開催し、相談機能の充実を図ります。また、関係機関と連携協力し、支援を必要とするひとり親が行政等の相談窓口に確実につながるよう支援します。

さらに、市における相談機能の充実を図るため、相談員の設置の推進と事業の円滑な運用のために必要な助言・指導を行っていきます。

- 【現況】 ・県の保健福祉事務所にひとり親家庭支援員10人配置
（市は岩沼市で2人，大崎市で3人配置）
・相談件数：1,300件（平成30年度県実績）

⑤ 生活困窮者の自立支援（就労支援）〔関係機関：県，市〕

生活保護に至る前の生活困窮するひとり親家庭等の自立支援のために、包括的な相談窓口を県内全域に設置し、支援プランを作成し就労支援します。

【現況】 ・支援プラン作成：579件（平成30年度県実績）

⑥ 女性・高齢者等の新規就業支援〔関係機関：県〕

子育て中の女性や、高齢者等で現在職に就いていない方を新規就業につなげるとともに、地域の企業の人材確保を図るための就職サポートセンターを設置・運営します。

【現況】 ・就職サポートセンターを設置し、就業支援（就職支援セミナー、個別相談等）を実施

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援〔関係機関：国，県〕

職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等が、公共職業安定所等と連携し、求人情報の提供を実施することに対し支援します。

【現況】 ・母子父子家庭等就業・自立支援センター事業を公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託し、職業紹介等を実施

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進〔関係機関：国，県，市町村〕

母子・父子福祉団体への事業発注を促進するなど活動を支援していきます。

【現況】 ・宮城県母子・父子福祉センター管理事業等を公益財団法人宮城県母子福祉連合会に委託して実施

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費・面会交流に係る情報発信・啓発活動の推進〔関係機関：国，県，市町村〕

養育費や面会交流は、子どもの精神的な支えであり、生活の安定にとっても重要なものであることから、養育費や面会交流の取り決めや相談窓口など必要な情報について情報発信を行うとともに、県民に養育費や面会交流についての理解が広がるよう、啓発資料の配布などにより啓発活動を推進します。

【現況】 ・啓発資料（パンフレット等）の配布
・ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部

(2) 相談体制の充実

① (再掲) 母子父子家庭等の特別相談 [関係機関：県]

生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じます。養育費等、専門的な意見を必要とする相談者が、適切に相談ができるよう相談窓口の周知に努めていきます。

- 【現況】 ・母子・父子福祉センター及び各保健福祉事務所において実施
・年間24回開催，相談件数：17件（平成30年度実績）

② (再掲) 男女共同参画の相談 [関係機関：県]

「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し，家庭，地域，職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談を受け付けます。

- 【現況】 ・電話相談及び面接相談（月～金）：1,094件
・法律相談（第4木曜日，女性弁護士）：40件
・男性相談（毎週水曜日）：96件
・LGBT相談（第2・4火曜日）：91件
（平成30年度実績）

③ 養育費等相談対応力向上 [関係機関：県]

養育費相談支援センターと連携し，ひとり親家庭支援員等を対象とした養育費・面会交流に関する研修会の開催等により，相談対応職員のスキルアップを図ります。

- 【現況】 ・研修会の実施

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付 [関係機関：県]

母子家庭の母子，父子家庭の父子及び寡婦に対して，生活の実態や就職・能力開発に応じた適切な資金を無利子又は低利子で貸し付けます。

また，技能習得期間中の生活資金や技能習得資金等の活用を促進します。

- 【現況】 ・各保健福祉事務所における資金の貸付
・平成30年度貸付実績：50件，25,678千円

(2) 児童扶養手当の給付 [関係機関：県，市]

父又は母と生計を同じくしていない児童（父又は母が重度の障害者を含む。）を監護する母又は父や，母に代わってその児童を監護・養育するものに対し手当を支給し，ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を通じて，児童の健全育成を図ります。

- 【現況】 ・受給権者数 3,207人（令和元年6月30日現在）

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施 [関係機関：県，市町村]

市町村が母子・父子家庭等に医療費を助成した場合，その助成額の2分の1を補助し，母子・父子家庭の自立と児童の健全な育成を図ります。

【現況】 ・補助対象者数 36,500人(平成31年4月1日現在)

(4) 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付 [関係機関：県]

国内外から寄せられた寄附金を活用し，「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て，震災で保護者を亡くした子ども達が安定した生活を送り，希望する進路選択を実現できるように，支援金・奨学金を給付します。

【現況】 ・震災遺児・孤児に対し，支援金・奨学金を給付
・支援金・奨学金支給延べ件数：1,461件(平成30年度実績)

(5) 遺児等サポート奨学金の給付 [関係機関：県]

東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした小学生及び中学生が安定した学校生活を送り，希望する進路選択を実現できるように，奨学金を給付します。

【現況】 ・県内小中学校に広報し，令和元年度から制度開始。対象児童・生徒に対し，奨学金を給付。

(6) 支援体制の整備 [関係機関：県，市町村]

母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当制度，母子・父子家庭医療費助成制度について，当該業務を適正に実施するため，プライバシーの保護に配慮しつつ，関係職員に対する研修の実施や，経済的支援に関する的確な情報の提供に努めます。

【現況】 ・担当者会議等の開催

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進 [関係機関：国，県，市町村]

ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう，あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し，人権教育・啓発の取組や，家主等に対する入居制約解消に向けた啓発，企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて，ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めて行きます。また，DV被害によりひとり親家庭となる事例もあり，その取り巻く環境も厳しさを増していることから，暴力を許さない社会の形成に向けた取組を推進していきます。

【現況】 ・研修会等の開催，リーフレット等の作成・配布
・DV防止啓発用リーフレット等作成：73,600部
(平成30年度実績)

(2) 子育て支援を進める県民運動〔関係機関：県〕

子育てに対する不安の解消や地域全体に子育ての輪を広げるよう、子育てに関する情報の発信や、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに向けた啓発等に取り組みます。

【現況】 ・子育て支援パスポートの利用促進，子育て支援情報の発信

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、県が関係部局と連携し、計画の推進状況の確認や必要な整備等を行います。

2 国、市町村との連携及び役割分担

ひとり親家庭及び寡婦に対する施策は、県や市町村が施策の実施主体となっていますが、国の制度や方針との深い関わりのある多くの施策があります。そのため、国、県、市町村の役割を明確にするとともに、お互いが連携してこれらの施策を推進していきます。

3 市町村に対する支援

平成14年度の母子及び寡婦福祉法の改正により、市町村における母子家庭の自立促進業務が位置づけられました。これにより、ひとり親家庭及び寡婦の子育てや生活の支援等については、住民に身近な市町村における総合的な施策が求められています。

特に、市においては自ら地域の実情に応じた計画を策定し、計画的に推進する必要があることから、県は、市の計画策定を支援するとともに、市町村が事業を実施するに当たっては、必要な助言や調整を行います。

4 民間との連携

民間企業においては、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の主旨から、「特定求職者雇用開発助成金」や「トライアル雇用助成金」等を活用し、ひとり親家庭の親の雇い入れを行うことが求められています。

また、ひとり親家庭の親が円滑に仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実・取得促進や、子どもが病気の時など急を要する事態において休暇が取りやすい雰囲気づくりなど、子育てがしやすい職場環境を整備することが求められています。

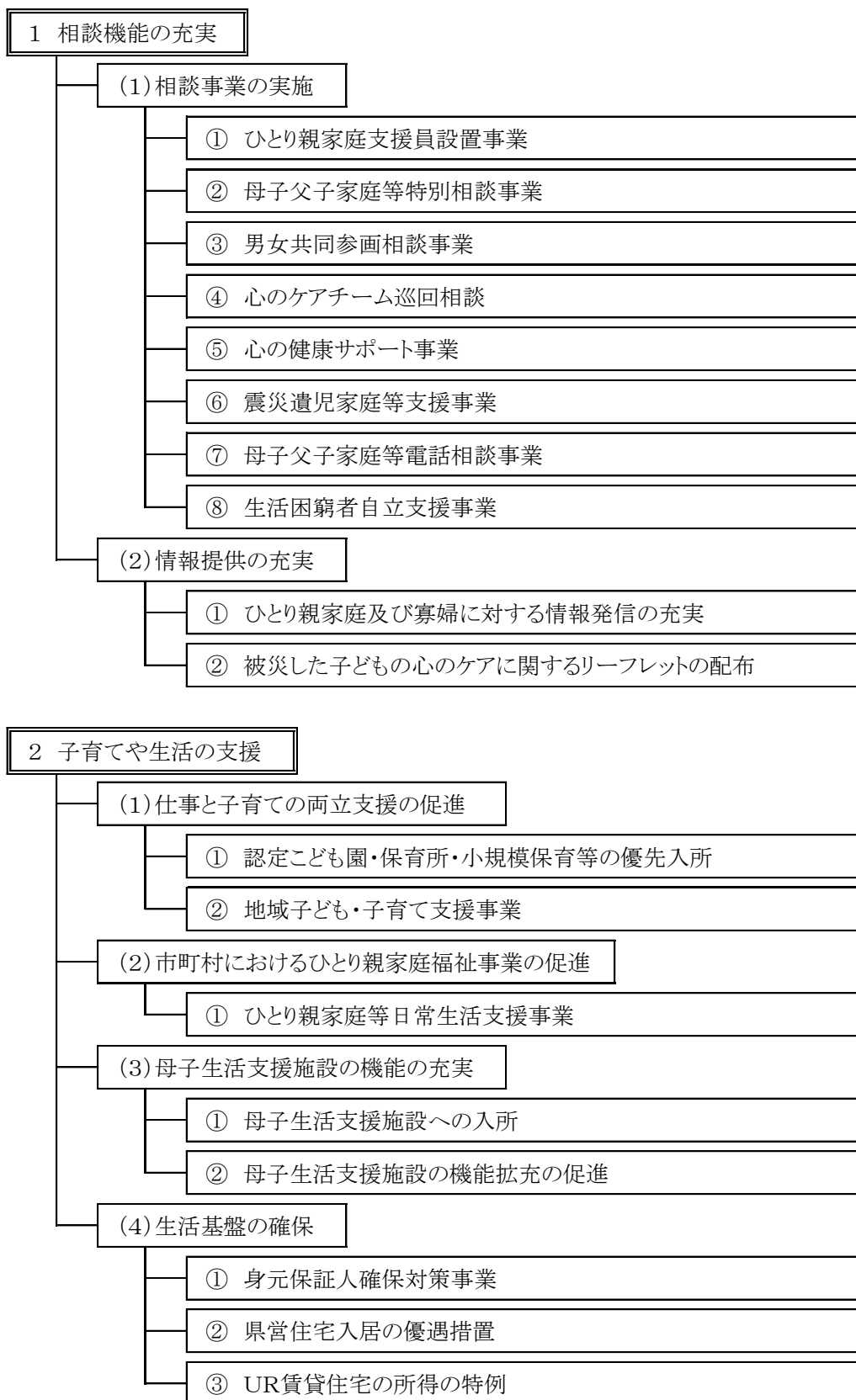
5 関係団体との連携

ひとり親家庭等に対する支援を行う団体やNPOには、必要に応じて行政と連携・協働しながら子育てや就業など多様な支援を行うことが求められています。

また、地域における福祉の増進を図る民生委員・児童委員などがひとり親家庭等に対して行う相談活動を支援していきます。

第5章 「第三期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の評価と事業の実績について

○施策の体系表



3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立センター事業

② 一般市等就業・自立支援事業

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金事業

② 高等職業訓練促進給付金等事業

③ 離職者等再就職訓練(母子コース)

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共施設等における雇入れの推進

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進

③ 「女性のチカラは企業の力」普及推進事業

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラム策定事業

② 生活保護受給者等就労自立促進事業

③ 就業支援関係者に対する研修の実施

④ ひとり親家庭支援員設置事業(再掲)

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子団体等への支援

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費に係る情報発信・啓発活動の推進

(2) 相談体制の充実

① 母子父子家庭等特別相談事業(再掲)

② 男女共同参画相談事業(再掲)

③ 養育費相談員の配置

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(2) 児童扶養手当の給付

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施

(4) 東日本大震災みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金の給付

(5) 支援体制の整備

6 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育及び啓発の推進

(2) 子育て支援を進める県民運動

第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成27～令和元年度)の評価

計画の基本理念	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきとすこやかに育成される地域社会の実現
---------	--

計画の基本目標			
項目	内容 (H27～R1)	評価 (R1)	今後の対応
1 相談機能の充実	<p>ひとり親家庭及び寡婦が抱える、子育てをはじめとした生活及び就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を促進します。</p> <p>また、東日本大震災で被災した子どもの心のケアや震災に関する相談窓口の設置により、震災の影響に対する支援を行います。</p>	<p>ひとり親家庭は生活や就業、子どもの世話や教育など様々な問題を抱えており、その相談窓口として、ひとり親家庭支援員による相談、日曜日の電話相談、弁護士による無料相談等の支援を行ってきた。加えて、生活困窮者の自立支援のための包括的な相談窓口を設置し、支援を行った。また、震災で被災した子どもの心のケアなどの支援も継続して行ってきた。</p> <p>相談窓口に辿り着かないひとり親家庭等に対して、支援制度に関する情報を広く周知するため、支援制度をまとめた冊子の配布や各種広報媒体を活用した情報発信を行ったが、より効果的な情報発信の方法を検討していく必要がある。</p>	<p>○震災による影響も含め、ひとり親の抱える問題は複雑多岐に渡っており、相談員の専門性の向上により、適切な指導・助言ができるよう、各種研修会の充実などにより相談員の専門性を高めていく。</p> <p>○東日本大震災の影響を受け、心のケアを必要とするひとり親家庭の親や子どもに対して、継続的な心のケアを行っていく。</p> <p>○支援制度に関する情報の周知が図られるよう、広報誌やホームページのほかSNSなど様々な媒体を活用し、十分な情報発信を行っていく。</p> <p>○ハローワーク等関係機関との連携を強化し、情報の収集・共有・発信を図る。</p>
2 子育てや生活の支援	<p>ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立ができるように、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供を行い、公営住宅入居の優遇措置等、子育てや生活の面での支援を推進します。</p>	<p>ひとり親家庭の生活基盤の確保や子育てと就業又は就学との両立を図るため、保育施設の優先入所や公営住宅入居の優遇措置等の支援を行ってきた。</p> <p>ひとり親家庭の約半数が貧困世帯という厳しい状況であることから、ひとり親への支援とともに子どもへの支援を行い、ひとり親家庭の生活安定のための施策を進めていく必要がある。</p>	<p>○これまでの支援を継続していくとともに、家事や育児などの日常生活の支援が受けられる体制づくりに努めていく。</p> <p>○市町村における取組を強化する。</p> <p>○ひとり親家庭の貧困が深刻な状況にあることから、親への支援とともに、子どもの学習・生活支援や子ども食堂など地域で子どもの居場所づくりに取り組む活動団体への支援等を行っていく。</p>

項 目	内 容 (H27～R1)	評 価 (R1)	今 後 の 対 応
3 就業支援	ひとり親家庭及び寡婦が、十分な収入を得ることができ、自立した生活を送ることができるように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力開発への支援に取り組むとともに、企業への働きかけ等を推進し、就業支援を促進します。	母子父子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講習会などの事業のほか、自立支援給付金事業等を行ってきた。 様々な就業支援事業が実施され、教育訓練の支援策が拡充されている。各種支援制度の活用により、確実に就業へと結びつけることができるよう、関係機関と連携し、適切な情報提供を行っていく必要がある。また、事業主に対し、ひとり親家庭の親の就業について理解を進める取組が必要である。	○就業・自立支援センターによる職業訓練や就職斡旋、就業機会の創出等の就業支援を引き続き実施していく。 ○関係機関との連携を強化し、各種支援制度の情報共有・発信を図り、制度の利用促進を図る。 ○プログラムの策定など、ひとり親家庭の個々の状況に応じた自立支援を行っていく。
4 養育費の確保	子どもの養育費の支払い親としての責任ではありますが、ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、子どもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに、養育費に関する相談に適切に対応していきます。	養育費に関するパンフレット等の配布による普及啓発や、弁護士による無料相談により必要な情報提供を図ってきた。 養育費については、取り決めをしていない世帯が依然として多く、啓発が十分でないことから、今後取り決めに関する情報発信を積極的に行っていく必要がある。	○各種媒体を利用し、養育費・面会交流の啓発を行っていく。 ○無料弁護士相談等の相談窓口の周知を図り、利用を促進していく。 ○ひとり親家庭支援員等を対象とした養育費に関する研修会の開催等により、相談対応職員のスキルアップを図る。
5 自立へ向けての経済的支援	ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給やひとり親家庭に対する医療費助成、震災で親を亡くした子どもたちへの支援金・奨学金の支給を行うとともに、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。	母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付、医療費の助成等の経済的支援を行ってきた。 東日本大震災みやぎこども育英基金を活用し、東日本大震災の震災遺児・孤児に対し、支援金・奨学金の給付を行った。令和元年度からは、東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小中学生にも奨学金を給付する事業を開始した。 母子父子寡婦福祉資金貸付金については、積極的に情報発信していくとともに、各種支援金制度について、周知を図っていく必要がある。	○各種支援制度について、適切な運用に努めるとともに、広報・啓発の強化により、制度の周知を図り、利用を促進していく。 ○東日本大震災みやぎこども育英基金を活用した各種奨学金について、広報・啓発を行い、継続して給付を行う。

項 目	内 容 (H27～R1)	評 価 (R1)	今 後 の 対 応
6 人権尊重の社会づくり	<p>ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めていきます。</p>	<p>ひとり親家庭であることから不当な差別を受けることがないよう、人権啓発の研修会やリーフレット等の配布により、情報の発信に努めてきた。</p> <p>ひとり親が抱える問題に対し、社会の理解が進むよう啓発を行っていき、また、その他不当な差別が行われないように、継続して人権問題に取り組んでいく必要があるとともに、地域全体での子育て支援の啓発を行う必要がある。</p>	<p>○DV被害により、ひとり親家庭となる事例もあることから、研修会の開催やリーフレットの配布など、暴力を許さない社会の形成に向けた取組を行っていく。</p> <p>○子育てに対する不安の解消や地域全体で子育ての輪を広げるよう、子育てに関する情報の発信などを行っていく。</p>

(参考) 第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(平成27～令和元年度)の事業評価

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

① ひとり親家庭支援員設置事業

事業名	ひとり親家庭支援員設置事業				開始年度	昭和28年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭又は寡婦の相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	24,662	決算	24,281	決算	20,541	決算	20,883	予算	21,946
実績		実績		実績		実績		実施	予定
各保健福祉事務所に13名配置 平成27年度相談件数：1,924件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等)		各保健福祉事務所に12名配置 平成28年度相談件数：1,550件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等)		各保健福祉事務所に10名配置 平成29年度相談件数：1,394件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等)		各保健福祉事務所に10名配置 平成30年度相談件数：1,300件 (相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等)		各保健福祉事務所に10名配置	
評価	<p>相談内容は、年々減少しているが、母子父子寡婦福祉資金の貸付のほか、児童の養育やDV、就労など多岐に渡っており、ひとり親家庭の父母の自立に向け、ひとり親家庭支援員の必要性は高く、一定の事業効果は達成している。</p> <p>今後もひとり親家庭支援員としてのスキルを向上させ、引き続き事業を実施していく。</p> <p>なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、一般市でも母子・父子自立支援員の設置が可能となっているが、県内で設置しているのは2市のみであり、支援員の設置促進が課題である。</p>								

② 母子父子家庭等特別相談事業

事業名	母子父子家庭等特別相談事業				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	法律相談を中心とし、弁護士が無料で面接相談に応じる。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	389	決算	389	決算	389	決算	389	予算	389
実績		実績		実績		実績		実施	予定
母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3か所) 相談件数16件		母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3か所) 相談件数47件		母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3か所) 相談件数26件		母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3か所) 相談件数17件		母子・父子福祉センター(年12回), 各保健福祉事務所(年4回×3か所)	
評価	<p>離婚や養育費、面会交流等、離婚前後に必要なことについて、法律上の問題を無料で相談できる重要な機会であるため、相談件数は少ないが、一定の事業効果は達成している。</p> <p>今後は、事業の周知方法や相談日を検討し、事業を継続して実施していく。</p>								

③ 男女共同参画相談事業

事業名	男女共同参画相談事業				開始年度	平成13年度			
関係機関	県				担当課等	共同参画社会推進課			
事業概要	「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談に対応する。（電話相談及び面談相談）								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	5,351	決算	5,457	決算	5,818	決算	5,485	予算	6,013
実績		実績		実績		実績		実施予定	
一般相談（月～金） 相談件数1,010件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数28件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数66件		一般相談（月～金） 相談件数962件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数49件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数98件		一般相談（月～金） 相談件数1,037件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数29件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数88件 LGBT相談（第2・4火曜日） ※H29.7～開始 相談件数40件		一般相談（月～金） 相談件数1,094件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数40件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数96件 LGBT相談（第2・4火曜日） 相談件数91件		一般相談（月～金） 法律相談（月1回：第4木曜） 男性相談（毎週水曜日） LGBT相談（第2・4火曜日）	
評価	<p>家庭をはじめ、職場・地域など身近な所に、様々な男女共同参画に関する問題が潜在していることへの気づきを促すとともに、それらの問題に対する適切な相談対応を行った。また、平成29年3月策定の宮城県男女共同基本計画（第3次）における「性的マイノリティの方への配慮」として、平成29年7月にLGBT（性的マイノリティ）相談窓口を開設し、家庭や職場などにおける様々な悩みに適切に対応した。</p> <p>引き続き、複雑化・多様化している相談に的確に対応するため、相談員のスキルアップと各機関との連携を図りながら対応していく。</p>								

④ 心のケアチーム巡回相談

事業名	心のケアチーム巡回相談事業				開始年度	平成23年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	児童精神科医・臨床心理士等による「宮城県子どもの心のケアチーム」が沿岸市町を中心に巡回相談を行い、医療的なケアを含めた支援を提供する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	9,397	決算	9,764	決算	—	決算	—	予算	—
実績		実績		実績		実績		実施予定	
延べ訪問日数：160日 延べ訪問か所：470か所		延べ訪問日数：128日 延べ訪問か所：348か所		子どもの心のケア地域拠点事業に統合		子どもの心のケア地域拠点事業に統合		子どもの心のケア地域拠点事業に統合	
評価	子どもの心のケア地域拠点事業（みやぎ心のケアセンター）に統合し、平成28年度で事業を終了。								

1 相談機能の充実

(1) 相談事業の実施

⑤ 心の健康サポート事業

事業名	心の健康サポート事業				開始年度	平成23年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	市町が実施する3歳児健診の会場へ臨床心理士を派遣し、ひとり親家庭等の様々な相談に対応する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	1,984	決算	2,158	決算	2,727	決算	2,843	予算	2,586
実績		実績		実績		実績		実施	予定
1市4町に派遣 延べ実施回数：46回 46人を派遣		1市5町に派遣 延べ実施回数：48回 48人を派遣		1市4町に派遣 延べ実施回数：44回 44人を派遣		1市3町に派遣 延べ実施回数：28回 28人を派遣		1市2町に派遣予定	
評価	3歳児健診の対象児童の保護者に「心の健康問診票」を配布し、子どもの様子について聞き取った後、個別面談を希望する保護者に対し必要な助言を行った。派遣を希望する市町は減少傾向にあり、今後の事業のあり方を検討していく。								

⑥ 震災遺児家庭等支援事業

事業名	震災遺児家庭等支援事業				開始年度	平成24年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	震災遺児・孤児家庭を対象とした交流会や講演会等の支援を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	77	決算	67	決算	62	決算	0	予算	167
実績		実績		実績		実績		実施	予定
交流会等開催件数：2回		交流会等開催件数：3回		交流会等開催件数：1回		交流会等開催件数：0回		交流会等開催件数：2回	
評価	震災遺児家庭等を対象に交流会や講習会等を開催し、同じ境遇のひとり親家庭との交流や生活への意欲の向上を図る機会を設けてきたが、参加者数が年々減少しており、他の交流の機会も確保されていることから、今後の事業のあり方を検討していく。								

⑦ 母子父子家庭等電話相談事業

事業名	母子父子家庭等電話相談事業				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	日々の就労により、平日の相談が困難なひとり親家庭及び寡婦に対し、日曜日を相談日として相談を受け付ける。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	444	決算	444	決算	444	決算	444	予算	448
実績		実績		実績		実績		実施予定	
毎週日曜日に相談窓口を開設 相談件数：84件 (相談内容：養育、親権、DV、就職等)		毎週日曜日に相談窓口を開設 相談件数：46件 (相談内容：養育、就職、家庭紛争、非行等)		毎週日曜日に相談窓口を開設 相談件数：47件 (相談内容：養育、就職、家庭紛争、非行等)		毎週日曜日に相談窓口を開設 相談件数：50件 (相談内容：養育、就職、家庭紛争、不登校等)		毎週日曜日に相談窓口を開設	
評価	<p>就労等により平日に相談が難しいひとり親家庭のため、毎週日曜日に相談窓口を開設し対応しているが、相談件数は、低水準で推移しているため、周知方法や開設時間等を検討する必要がある。</p> <p>ひとり親家庭向けの貴重な相談窓口の一つとなっていることから、継続して実施していく。</p>								

⑧ 生活困窮者自立支援事業

事業名	生活困窮者自立支援事業				開始年度	平成27年度			
関係機関	国・県・市				担当課等	社会福祉課			
事業概要	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、相談受付や就労支援、住宅確保の給付金等の支給を実施する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	98,736	決算	99,931	決算	104,484	決算	106,331	予算	110,905
実績		実績		実績		実績		実施予定	
生活困窮者自立支援事業 相談件数：670件 就労支援(支援プラン作成)：299件		生活困窮者自立支援事業 相談件数：990件 就労支援(支援プラン作成)：432件		生活困窮者自立支援事業 相談件数：984件 就労支援(支援プラン作成)：443件		生活困窮者自立支援事業 相談件数：1,094件 就労支援(支援プラン作成)：579件		生活困窮者自立支援事業 相談件数：1,120件 就労支援(支援プラン作成)：560件	
評価	生活困窮者が生活保護へ至る前の支援として重要であり、新規相談受付件数についても増加傾向にあることから、事業を引き続き継続して実施していく。								

1 相談機能の充実

(2) 情報提供の充実

① ひとり親家庭及び寡婦に対する情報発信の充実

事業名	ひとり親家庭支援制度の広報				開始年度	—			
関係機関	県・市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談窓口や福祉施策などの必要な情報を提供する。とりわけ父子家庭に対しては、子育て支援の情報等が得やすいよう情報提供を行う。また、関係機関等の取組について情報収集を図り、支援ニーズの把握に努める。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	711	決算	623	決算	669	決算	658	予算	810
実績		実績		実績		実績		実施予定	
県政だより、新聞、ラジオ等の広報媒体による講習会日程等の情報提供。 ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		県政だより、新聞、ラジオ等の広報媒体による講習会日程等の情報提供。 ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		県政だより、新聞、ラジオ等の広報媒体による講習会日程等の情報提供。 ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		県政だより、新聞、ラジオ等の広報媒体による講習会日程等の情報提供。 ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		県政だより、新聞、ラジオ等の広報媒体による講習会日程等の情報提供。 ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部	
評価	宮城県母子・父子福祉センター（公益財団法人宮城県母子福祉連合会）とともに県政だよりや新聞、ラジオ等の広報媒体を活用したほか、市町村の広報誌や商業施設にも情報を掲載し、広く周知を図った。 また、相談窓口やひとり親家庭支援施策をまとめた「ひとり親家庭支援ほっとブック」を各市町村窓口において配布したほか、HPに掲載し、情報が得やすいよう取り組んでいる。今後も必要な情報が得られるよう引き続き事業を継続していく。								

② 被災した子どもの心のケアに関するリーフレットの配布

事業名	リーフレットの配布				開始年度	平成23年度			
関係機関	県・市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	委託事業として、被災した子どもの心のケアに関する保護者向けのリーフレット等を作成し、各市町村等に配布する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	37,252	決算	41,550	決算	44,715	決算	44,720	予算	48,000
実績		実績		実績		実績		実施予定	
保護者・教員向けリーフレット30,000部作成		被災児童向けのサロン等により子どもの心のケアの周知を図った（4回、176人）		啓発物（メッセージ入り鉛筆）を100ダース配布 子ども食堂等に職員を派遣し周知を図った（2回、66人）		啓発物（クリアファイル）を127枚配布		啓発物の配布による周知を予定	
評価	被災者の心のケアについては、長期的な支援が必要であり、子どもの心のケアに関する普及啓発活動も継続していく。								

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

① 認定こども園・保育所・小規模保育等の優先入所

事業名	認定こども園・保育所・小規模保育等の優先入所				開始年度	—			
関係機関	県・市町村				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を行う際に、安心して子育てができるよう、保育所への優先的入所に努める。また、保育料の優遇措置を行います。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施	予定
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等数 233箇所 ・定員 19,056人 ・入所児童数 18,367人 (平成27年4月1日現在) 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等数 325箇所 ・定員 21,038人 ・入所児童数 19,579人 (平成28年4月1日現在) 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等数 338箇所 ・定員 21,878人 ・入所児童数 20,554人 (平成29年4月1日現在) 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等数 367箇所 ・定員 22,608人 ・入所児童数 21,194人 (平成30年4月1日現在) 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等数 380箇所 ・定員 23,194人 ・入所児童数 21,764人 (平成31年4月1日現在) 	
評価	<p>実施主体の市町村において、入所児童選考に用いる選考基準の点数化において、加点処理を行うなど、ひとり親家庭が優先的に入所できるよう配慮がなされている。</p> <p>引き続き配慮がなされるよう、市町村に対して、必要な支援を行う。</p>								

② 地域子ども・子育て支援事業

事業名	放課後児童クラブの優先利用				開始年度	—			
関係機関	市町村				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	ひとり親の子どもが優先的に利用できるような取組を実施。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	800,116	決算	989,867	決算	1,226,562	決算	1,309,588	予算	1,534,652
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施	予定
<ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助：492クラブ 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助：559クラブ 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助：621クラブ 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助：674クラブ 		<ul style="list-style-type: none"> ・運営費補助：691クラブ 	
評価	<p>ひとり親家庭の優先入所については、多くの市町村で優先入所の制度があり、当該制度がない市町村についても、利用選考を要しない等の理由があることから、ひとり親家庭が優先的に入所できるよう配慮がなされている。</p> <p>引き続き優遇措置が図られるよう、市町村に対して、必要な支援を行う。</p>								

2 子育てや生活の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援の促進

② 地域子ども・子育て支援事業

事業名	多様な保育サービスの提供				開始年度	—			
関係機関	県・市町村				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	ひとり親の就業状況に応じ、延長保育、一時保育、特定保育等の多様なサービスを提供する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	504,853	決算	597,703	決算	671,421	決算	714,360	予算	845,135
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
<ul style="list-style-type: none"> 一時保育 箇所数 197箇所 特定保育（延長保育） 箇所数 398箇所 地域子育て支援センター 箇所数 130箇所 		<ul style="list-style-type: none"> 一時保育 箇所数 207箇所 特定保育（延長保育） 箇所数 384箇所 地域子育て支援センター 箇所数 135箇所 		<ul style="list-style-type: none"> 一時保育 箇所数 227箇所 特定保育（延長保育） 箇所数 458箇所 地域子育て支援センター 箇所数 149箇所 		<ul style="list-style-type: none"> 一時保育 箇所数 276箇所 特定保育（延長保育） 箇所数 501箇所 地域子育て支援センター 箇所数 157箇所 		<ul style="list-style-type: none"> 一時保育 箇所数 289箇所 特定保育（延長保育） 箇所数 551箇所 地域子育て支援センター 箇所数 158箇所 	
評価	保育所入所への選考基準における加点処理など、具体的な対応策を明確化している市町村は少ないものの、考慮はなされている。ひとり親家庭に対する優遇措置が図られるよう、市町村に対して、必要な支援を行う。								

事業名	ファミリーサポートセンター事業				開始年度	平成13年度			
関係機関	県				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	ファミリー・サポート・センターの子育てサービスの提供。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	18,879	決算	19,835	決算	18,825	決算	21,601	予算	25,550
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
県内センター設置数16箇所 ※補助対象市町村16市町		県内センター設置数17箇所 ※補助対象市町村17市町		県内センター設置数17箇所 ※補助対象市町村17市		県内センター設置数19箇所 ※補助対象市町村19市町		県内センター設置数20箇所 ※補助対象市町村20市町	
評価	ファミリーサポートセンターの設置・充実は、仕事と家庭を両立できる環境の整備に資するものであり、引き続き、市町村とともに、ニーズに応じた運営支援を行っていく。								

事業名	子育て短期支援事業				開始年度	平成15年度			
関係機関	市				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	児童養護施設への短期入所（子育て短期支援事業）								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	1,521	決算	1,667	決算	1,072	決算	1,365	予算	1,378
実績		実績		実績		実績		実施	予定
仙台市及び気仙沼市で実施 実施施設：8施設		仙台市及び気仙沼市で実施 実施施設：8施設		仙台市及び気仙沼市で実施 実施施設：8施設		仙台市及び気仙沼市で実施 実施施設：8施設		仙台市及び気仙沼市で実施 実施施設：8施設	
評価	<p>ひとり親家庭の親のほとんどが就労していることから、疾病や仕事上の理由で子どもを養育できない場合に一時的に児童養護施設等で預かってもらう本事業は、必要性が高く、より充実させていくことが必要である。</p> <p>今後も市町村に対する支援を継続するとともに、里親等による事業実施について引き続き検討していく必要がある。</p>								

(2) 市町村におけるひとり親家庭福祉事業の促進

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

事業名	ひとり親家庭等日常生活支援事業				開始年度	平成18年度			
関係機関	県・市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭及び寡婦が、自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に家事援助・育児等の日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員をひとり親家庭及び寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話をを行う。また、市町村への助言指導を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	79	決算	172	決算	399	決算	271	予算	741
実績		実績		実績		実績		実施	予定
名取市、塩竈市で実施 派遣等実件数：1件 派遣等延べ件数：33件		名取市、塩竈市、柴田町で実施 派遣等実件数：3件 派遣等延べ件数：91件		名取市、塩竈市、柴田町で実施 派遣等実件数：4件 派遣等延べ件数：207件		名取市、塩竈市、柴田町で実施 派遣等実件数：7件 派遣等延べ件数：170件		名取市、柴田町で実施予定	
評価	<p>実施している市町村が少ない状況ではあるが、毎年実績があり、ひとり親家庭には効果的な支援であると考えられるため、継続して実施していく。</p> <p>また、実施市町村が拡大するよう引き続き推進していく。</p>								

2 子育てや生活の支援

(3) 母子生活支援施設の機能の充実

① 母子生活支援施設への入所

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けると認める場合、当該母子を入所させて、保護するとともに必要な生活指導を行い自立促進のために生活を支援する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	76,842	決算	71,967	決算	73,175	決算	81,375	予算	84,478
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施	予定
施設数：県内6施設 入所世帯：34世帯 入所人員：100人 (平成28年3月31日)		施設数：県内5施設 入所世帯：31世帯 入所人員：89人 (平成29年3月31日)		施設数：県内5施設 入所世帯：28世帯 入所人員：75人 (平成30年3月31日)		施設数：県内5施設 入所世帯：32世帯 入所人員：86人 (平成31年3月31日)		施設数：県内5施設 入所世帯：32世帯 入所人員：86人 (平成31年4月1日)	
※入所世帯、入所人員は、県措置分のみを記載		※入所世帯、入所人員は、県措置分のみを記載		※入所世帯、入所人員は、県措置分のみを記載		※入所世帯、入所人員は、県措置分のみを記載		※入所世帯、入所人員は、県措置分のみを記載	
評価	母子生活支援施設への保護の実施は、DVや離婚等により経済的に自立が困難となった母子世帯が、安定した生活を送るために必要な事業であり、今後も関係機関と連携を図りながら、継続して事業を実施していく。								

② 母子生活支援施設の機能拡充の促進

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県（県立の母子生活支援施設のみ記載）				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	DV被害からの避難等のために、広域的な入所を推進する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	11,155	決算	14,139	決算	17,320	決算	13,840	予算	10,785
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施	予定
広域入所世帯 入所世帯：2世帯 入所人員：9人 (平成27年4月1日現在)		広域入所世帯 入所世帯：3世帯 入所人員：10人 (平成28年4月1日現在)		広域入所世帯 入所世帯：4世帯 入所人員：11人 (平成29年4月1日現在)		広域入所世帯 入所世帯：4世帯 入所人員：13人 (平成30年4月1日現在)		広域入所世帯 入所世帯：3世帯 入所人員：10人 (平成31年4月1日現在)	
評価	DV被害者の安全確保を図るため、避難先として、母子生活支援施設での広域的な入所は必要であるため、今後も継続して実施していく。								

(4) 生活基盤の確保

① 身元保証人確保対策事業

事業名	身元保証人確保対策事業				開始年度	平成20年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	<p>母子生活支援施設や婦人保護施設に入所している女性や子どもが、施設を退所して社会的に自立した生活を行おうとする場合に、施設長等が保証人になった場合の保険料について補助し、就職やアパート等の賃貸が困難となる者を支援する。</p>								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	70	決算	75	決算	74	決算	55	予算	128
実績		実績		実績		実績		実施	予定
5名(60月分)		6名(62月分)		6名(62月分)		3名(34月分)		3名(32月分)	
評価	<p>児童養護施設等を退所した児童等が自立するためには、必要な支援であり、同事業の周知に努める。</p>								

② 県営住宅入居の優遇措置

事業名	—				開始年度	平成13年度			
関係機関	県				担当課等	住宅課			
事業概要	<p>住宅に困窮する母子・父子世帯等について当選確率を2倍とする抽選倍率の優遇措置、児童を3人以上扶養している世帯など特定の世帯のみが申込みできる特別割当住宅の募集を実施。就業が困難なひとり親世帯等著しく収入の少ない入居世帯に対する家賃減免の実施。</p>								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実績		実績		実績		実績		実施	予定
<p>募集戸数：370戸 入居戸数：308戸 (うち母子・父子世帯：95世帯) 応募者数：3050戸 (うち母子・父子世帯：821戸)</p>		<p>募集戸数：436戸 入居戸数：376戸 (うち母子・父子世帯：92世帯) 応募者数：3244戸 (うち母子・父子世帯：757戸)</p>		<p>募集戸数：451戸 入居戸数：363戸 (うち母子・父子世帯：78世帯) 応募者数：2061戸 (うち母子・父子世帯：454戸)</p>		<p>募集戸数：560戸 入居戸数：373戸 (うち母子・父子世帯：77世帯) 応募者数：1808戸 (うち母子・父子世帯：369戸)</p>		<p>引き続き抽選倍率の優遇措置等を実施</p>	
評価	<p>ひとり親世帯数の応募割合を見ると、やや減少傾向ではあるが申込者もあることから優遇措置を行う意義がある。また、優遇措置により当選確率が高くなることで、応募者の約1割以上が入居していることから、一定の効果を維持しているといえる。引き続き優遇措置等を実施していく。</p>								

3 就業支援

(1) 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

① 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業

事業名	母子父子家庭等就業・自立支援センター事業				開始年度	平成16年度				
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課				
事業概要	<p>公共職業安定所等との連携による就業相談、企業への雇用啓発や求人開拓などの就業促進活動、母子自立支援員等相談関係者への就業支援研修などの活動支援を実施する。</p> <p>また、求職者の就業支援バンクを開設し、求職登録の登録者に対する求人情報や講習会開催情報などの提供を行う。</p>									
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	8,973		決算 8,973		決算 8,973		決算 8,973		予算	9,056
実績	実績		実績		実績		実績		実施予定	
	<ul style="list-style-type: none"> ・就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼等：9件 求人数：121件 就業支援バンク登録数121件 就業相談件数：707件 就職件数25件 ・就業支援講習会 受講者：40名 ・就職支援セミナー 受講者：98名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> ・就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼等：8件 求人数：104件 就業支援バンク登録数101件 就業相談件数：931件 就職件数31件 ・就業支援講習会 受講者：34名 ・就職支援セミナー 受講者：77名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> ・就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼等：5件 求人数：100件 就業支援バンク登録数49件 就業相談件数：478件 就職件数17件 ・就業支援講習会 受講者：31名 ・就職支援セミナー 受講者：69名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> ・就業促進活動 企業等への訪問、文書依頼等：1件 求人数：83件 就業支援バンク登録数23件 就業相談件数：125件 就職件数8件 ・就業支援講習会 受講者：28名 ・就職支援セミナー 受講者：58名/7回 		就業支援講習会や就職支援セミナーを継続して実施	
評価	<p>就業相談から技能習得、就業情報提供に至るまで、一貫した就労支援サービスを実施しているが、就職件数や講習会等の受講者が年々減少している。就業支援情報をはじめ、就職につながる資格取得や知識を習得する必要な事業であるため、今後、事業の周知を図り、効果的な運用を継続していく。</p>									

② 一般市等就業・自立支援事業

事業名	一般市等就業・自立支援事業				開始年度	平成20年度				
関係機関	市				担当課等	子ども・家庭支援課				
事業概要	<p>各市の実情に応じ、就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業推進事業等の中から選択し、事業を行う。</p>									
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—		決算 —		決算 —		決算 —		予算	—
実績	実績		実績		実績		実績		実施予定	
	実施市なし（仙台市除く）		実施市なし（仙台市除く）		実施市なし（仙台市除く）		実施市なし（仙台市除く）		実施市なし（仙台市除く）	
評価	<p>事業メニューが拡充したことから、会議等の場で周知し、各市における取り組みを促進していく。</p>									

(2) より良い就業に向けた能力の開発の支援

① 自立支援教育訓練給付金事業

事業名	自立支援教育訓練給付金事業				開始年度	平成17年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭の親が就職のために一定の教育訓練を受講した場合に、その費用の60%を支給する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	62	決算	59	決算	282	決算	144	予算	300
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施予定	
【県実施分】 支給者数：2名 支給額計：61,560円		【県実施分】 支給者数：1名 支給額計：58,320円		【県実施分】 支給者数：3名 支給額計：281,232円		【県実施分】 支給者数：3名 支給額計：143,601円		継続して事業を実施	
評価	支給者数は少ないが、適職に就くために必要な資格を取得する方へ、受講費の一部を支給することは、有効な施策であることから、今後も継続して実施していくとともに制度の周知に努めていく。								

② 高等職業訓練促進給付金等事業

事業名	高等職業訓練促進給付金等事業				開始年度	平成17年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	看護師や介護福祉士等の資格の取得を促進するため、養成訓練の期間中、月70,500円または100,000円を支給する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	11,507	決算	11,816	決算	10,670	決算	7,887	予算	13,272
実績	績	実績	績	実績	績	実績	績	実施予定	
【県実施分】 支給者数：15名 支給延月数：125か月		【県実施分】 支給者数：11名 支給延月数：132か月		【県実施分】 支給者数：11名 支給延月数：125か月		【県実施分】 支給者数：10名 支給延月数：93か月		継続して事業を実施	
評価	訓練期間中の生活費の保証を行う事業であり、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親にとって必要な事業であり、内容も拡充されていることから、周知を図り、利用促進していく。								

3 就業支援

(2) より良い就業に向けた能力の開発の支援

③ 離職者等再就職訓練（母子コース）

事業名	離職者等再就職訓練（母子コース）				開始年度	平成16年度			
関係機関	県				担当課等	産業人材対策課			
事業概要	これまで就業機会が少なかった母子家庭の母等を対象にIT関連等の職業訓練を実施する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	3,614	決算	1,608	決算	2,345	決算	0	予算	23,820
実績		実績		実績		実績		実施予定	
【母子コース】 訓練科：IT基礎科 定員：20人，入校20名，修了19人，就職者16人，就職率84.2%		【母子コース】 訓練科：IT基礎科 定員：23人，入校8名，修了8人，就職者7人，就職率87.5%		【母子コース】 訓練科：IT基礎科 定員：20人，入校14名，修了13人，就職者11人，就職率78.6%		【母子コース】 訓練科：IT基礎科 定員：20人，企画提案なく中止		【育児等両立コース】 訓練科：IT基礎科（5コース） 定員：90人（うち1コース中止：定員15名）	
評価	母子コースの応募が少なく、コース中止も発生したことから、育児等両立コースに統合して今後実施していく。通常1日6時間の訓練を5時間に短縮し、子育て等に配慮した訓練になっている。								

(3) ひとり親家庭の親等の就業機会創出の支援

① 公共的施設等における雇入れの推進

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県・市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭の親及び寡婦の雇入れを推進するとともに、市町村における雇入れを促進する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実績		実績		実績		実績		実施予定	
非常勤職員や臨時職員の求人情報の提供による雇入れの推進		非常勤職員や臨時職員の求人情報の提供による雇入れの推進		非常勤職員や臨時職員の求人情報の提供による雇入れの推進		非常勤職員や臨時職員の求人情報の提供による雇入れの推進		非常勤職員や臨時職員の求人情報の提供による雇入れの推進	
評価	ひとり親家庭の親及び寡婦の雇入れを推進するため、母子父子家庭等就業・自立支援センターに随時、求人情報など情報提供していく。								

② 事業主への啓発活動及び雇用の促進

事業名	—				開始年度	—				
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課				
事業概要	ひとり親家庭の親及び寡婦の雇用促進や母子父子家庭等就業・自立支援センター事業について理解促進を図るため、経営者団体等と連携し事業主等に対する啓発活動を推進する。									
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
決算	—		決算	—		決算	—		予算	—
実績	実績		実績	実績		実績	実績		実施	予定
母子父子家庭等就業・自立支援センター事業でチラシの作成等による啓発活動を実施		母子父子家庭等就業・自立支援センター事業でチラシの作成等による啓発活動を実施		母子父子家庭等就業・自立支援センター事業でチラシの作成等による啓発活動を実施		母子父子家庭等就業・自立支援センター事業でチラシの作成等による啓発活動を実施		母子父子家庭等就業・自立支援センター事業で実施予定		
評価	母子父子家庭等就業・自立センター事業についてチラシの配布等により啓発活動を実施していく。									

③ 「女性のチカラは企業の力」普及推進事業

事業名	「女性のチカラは企業の力」普及推進事業				開始年度	平成21年度				
関係機関	県				担当課等	共同参画社会推進課				
事業概要	母企業における女性の積極的な登用やワークライフバランスを促すため、シンポジウムや地域フォーラムを開催し、表彰企業等の取組の事例紹介や情報交換等を行うとともに、女性のチカラを活かす企業認証制度の実施により男女共同参画社会の実現に取り組む。									
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
決算	540		決算	331		決算	686		決算	508
実績	実績		実績	実績		実績	実績		実施	予定
「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催（1回） 企業表彰 最優秀賞1社、優秀賞5社 認証企業数458社 うちゴールド認証企業15社 （平成28年3月31日現在）		「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催（1回） 企業表彰 最優秀賞1社、優秀賞5社 認証企業数361社 うちゴールド認証企業21社 （平成29年3月31日現在）		「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催（1回） 企業表彰 最優秀賞1社、優秀賞5社 認証企業数289社 うちゴールド認証28社 （平成30年3月31日現在）		「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催（1回） 企業表彰 最優秀賞1社、優秀賞3社 認証企業数290社 うちゴールド認証26社 （平成31年3月31日現在）		「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム開催（1回） 「いきいき男女にこころ子育て応援企業」宮城県知事表彰（最優秀賞、優秀賞） 「女性のチカラを活かす企業」認証制度		
評価	女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に期待が高まっており、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組の加速化が必要であり、企業経営者や人事管理担当者へのワーク・ライフ・バランス等に関する普及・啓発や、女性自身が働き続けることを目標とするような意識付けの機会の創出等が一層必要となっていることから、引き続き意識啓発を図っていく。									

3 就業支援

(4) 地域における就業支援の充実

① 自立支援プログラム策定事業

事業名	自立支援プログラム策定事業				開始年度	平成20年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	児童扶養手当受給者の自立促進のため、福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置し、個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	0	決算	0	決算	0	決算	0	予算	200
実績		実績		実績		実績		実施予定	
プログラム策定数0件		プログラム策定数0件		プログラム策定数0件		プログラム策定数0件		継続して事業を実施	
評価	プログラム策定には至らなかったが、関係機関と連携し、個々の状況や希望に応じた支援を行った。今後は、研修等を行いプログラム策定について促していく。								

③ 就業支援関係者に対する研修の実施

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	母子父子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所等と連携し、ひとり親家庭支援員等の就業支援関係者に対する研修を実施する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実績		実績		実績		実績		実施予定	
北海道・東北ブロック母子・父子自立支援員連絡協議会、全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加。母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加。家庭、女性相談員、母子・父子自立支援員研修会1回 全国母子・父子自立支援員研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 母子・父子自立支援員研修1回		北海道・東北ブロック母子・父子自立支援員連絡協議会、全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加。母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加。家庭、女性相談員、母子・父子自立支援員研修会1回 全国母子・父子自立支援員研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 母子・父子自立支援員研修2回		北海道・東北ブロック母子・父子自立支援員連絡協議会、全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加。母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加。家庭、女性相談員、母子・父子自立支援員研修会1回 全国母子・父子自立支援員研修会1回 北海道・東北ブロック研修会1回 母子・父子自立支援員研修1回		全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会に参加。母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加。家庭、女性相談員、母子・父子自立支援員研修会1回 全国母子・父子自立支援員研修会1回 母子・父子自立支援員研修1回		全国母子・父子自立支援員連絡協議会等の各種研修会及び母子・父子自立支援員、家庭相談員、女性相談員等の連携を図るため、各相談員を交えた研修会に参加する。また、宮城県母子・父子自立支援員研修会を開催する。	
評価	ひとり親家庭の支援には、母子・父子自立支援員の資質向上が必要のため、今後も研修受講機会の充実を図るとともに、関係機関との連携を図っていく。								

④ ひとり親家庭支援員設置事業（再掲）

事業名	ひとり親家庭支援員設置事業【再掲】				開始年度	昭和28年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭又は寡婦の相談に応じ、その自立に必要な支援を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	24,662	決算	24,281	決算	20,541	決算	20,883	予算	21,946
実績		実績		実績		実績		実施	予定
各保健福祉事務所に13名配置 平成27年度相談件数：1,924件 （相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等）		各保健福祉事務所に12名配置 平成28年度相談件数：1,550件 （相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等）		各保健福祉事務所に10名配置 平成29年度相談件数：1,394件 （相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等）		各保健福祉事務所に10名配置 平成30年度相談件数：1,300件 （相談内容：母子寡婦福祉資金,児童の養育,DV等）		各保健福祉事務所に10名配置	
評価	<p>相談内容は、年々減少しているが、母子父子寡婦福祉資金の貸付のほか、児童の養育やDV、就労など多岐に渡っており、ひとり親家庭の父母の自立に向け、ひとり親家庭支援員の必要性は高く、一定の事業効果は達成している。</p> <p>今後もひとり親家庭支援員としてのスキルを向上させ、引き続き事業を実施していく。</p> <p>なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法において、一般市でも母子・父子自立支援員の設置が可能となっているが、県内で設置しているのは2市のみであり、支援員の設置促進が課題である。</p>								

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

① 職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体等への支援

事業名	母子父子家庭等就業・自立支援センター事業【再掲】				開始年度	平成16年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	<p>公共職業安定所等との連携による就業相談、企業への雇用啓発や求人開拓などの就業促進活動、母子自立支援員等相談関係者への就業支援研修などの活動支援を実施する。</p> <p>また、求職者の就業支援バンクを開設し、求職登録の登録者に対する求人情報や講習会開催情報などの提供を行う。</p>								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	8,973	決算	8,973	決算	8,973	決算	8,973	予算	9,056
実績		実績		実績		実績		実施	予定
<ul style="list-style-type: none"> 就業促進活動 企業等への訪問,文書依頼等：9件 求人数：121件 就業支援バンク登録数121件 就業相談件数：707件 就職件数25件 就業支援講習会 受講者：40名 就職支援セミナー 受講者：98名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> 就業促進活動 企業等への訪問,文書依頼等：8件 求人数：104件 就業支援バンク登録数101件 就業相談件数：931件 就職件数31件 就業支援講習会 受講者：34名 就職支援セミナー 受講者：77名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> 就業促進活動 企業等への訪問,文書依頼等：5件 求人数：100件 就業支援バンク登録数49件 就業相談件数：478件 就職件数17件 就業支援講習会 受講者：31名 就職支援セミナー 受講者：69名/7回 		<ul style="list-style-type: none"> 就業促進活動 企業等への訪問,文書依頼等：1件 求人数：83件 就業支援バンク登録数23件 就業相談件数：125件 就職件数8件 就業支援講習会 受講者：28名 就職支援セミナー 受講者：58名/7回 		就業支援講習会や就職支援セミナーを継続して実施	
評価	<p>就業相談から技能習得、就業情報提供に至るまで、一貫した就労支援サービスを実施しているが、就職件数や講習会等の受講者が年々減少している。</p> <p>就業支援情報をはじめ、就職につながる資格取得や知識を習得する必要な事業であるため、今後、事業の周知を図り、効果的な運用を継続していく。</p>								

3 就業支援

(5) 母子・父子福祉団体等に対する支援

② 母子・父子福祉団体への事業発注の促進

事業名	宮城県母子・父子福祉センター管理事業				開始年度	平成16年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	宮城県母子・父子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者を選定し、指定する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	17,930	決算	17,930	決算	17,930	決算	17,930	予算	18,097
実績		実績		実績		実績		実施	予定
宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。(平成27年度から平成31年度まで)		宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。(平成27年度から平成31年度まで)		宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。(平成27年度から平成31年度まで)		宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。(平成27年度から平成31年度まで)		宮城県母子福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者として、財団法人宮城県母子福祉連合会を指定した。(平成27年度から平成31年度まで)	
評価	宮城県母子・父子福祉センターの指定管理者として、指定期間が5年間経過し、新たな指定期間になることから、これまでの事業を精査し、効果的なセンター運営を図っていく。								

4 養育費の確保

(1) 広報・啓発活動の推進

① 養育費に係る情報発信・啓発活動の推進

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	養育費取得手続きや相談窓口などの情報について情報発信を行うとともに、県民に養育費についての理解が広がるよう啓発活動を推進する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	711	決算	623	決算	669	決算	658	予算	910
実績		実績		実績		実績		実施	予定
ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部		ひとり親家庭支援ほっとブック作成：14,000部	
評価	養育費は、ひとり親家庭の生活の安定とひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長を促すことから、関係機関と連携し、今後も引き続き、広報・啓発活動を行っていく。								

(2) 相談体制の充実

① 母子父子家庭等特別相談事業（再掲）

事業名	母子父子家庭等特別相談事業【再掲】				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	法律相談を中心とし、弁護士が無料で面接相談に応じる。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	389	決算	389	決算	389	決算	389	予算	389
実績		実績		実績		実績		実施	予定
母子・父子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3か所)相談件数16件		母子・父子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3か所)相談件数47件		母子・父子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3か所)相談件数26件		母子・父子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3か所)相談件数17件		母子・父子福祉センター(年12回)、各保健福祉事務所(年4回×3か所)相談件数17件	
評価	離婚や養育費、面会交流等、離婚前後に必要なことについて、法律上の問題を無料で相談できる重要な機会であるため、相談件数は少ないが、一定の事業効果は達成している。 今後は、事業の周知方法や相談日を検討し、事業を継続して実施していく。								

② 男女共同参画相談事業（再掲）

事業名	男女共同参画相談事業【再掲】				開始年度	平成13年度			
関係機関	県				担当課等	共同参画社会推進課			
事業概要	「みやぎ男女共同参画相談室」を設置し、家庭、地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する相談に対応する。（電話相談及び面談相談）								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	5,351	決算	5,457	決算	5,818	決算	5,485	予算	6,013
実績		実績		実績		実績		実施	予定
一般相談（月～金） 相談件数1,010件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数28件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数66件		一般相談（月～金） 相談件数962件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数49件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数98件		一般相談（月～金） 相談件数1,037件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数29件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数88件 LGBT相談（第2・4火曜日） ※H29.7～開始 相談件数40件		一般相談（月～金） 相談件数1,094件 法律相談（月1回：第4木曜） 相談件数40件 男性相談（毎週水曜日） 相談件数96件 LGBT相談（第2・4火曜日） 相談件数91件		一般相談（月～金） 法律相談（月1回：第4木曜） 男性相談（毎週水曜日） LGBT相談（第2・4火曜日）	
評価	家庭をはじめ、職場・地域など身近な所に、様々な男女共同参画に関する問題が潜在していることへの気づきを促すとともに、それらの問題に対する適切な相談対応を行った。また、平成29年3月策定の宮城県男女共同基本計画（第3次）における「性的マイノリティの方への配慮」として、平成29年7月にLGBT（性的マイノリティ）相談窓口を開設し、家庭や職場などにおける様々な悩みに適切に対応した。 引き続き、複雑化・多様化している相談に的確に対応するため、相談員のスキルアップと各機関との連携を図りながら対応していく。								

4 養育費の確保

(2) 相談体制の充実

③ 養育費相談員の配置

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	母子父子家庭等就業・自立支援センターに相談員を配置し、国の設置する「養育費相談支援センター」と連携して養育費に関する支援を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実績	—	実績	—	実績	—	実績	—	実施	予定
未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	未実施（養育費相談支援センターと連携し対応）	養育費相談支援センターと連携し対応予定	
評価	<p>養育費相談員の設置には至っていないが、関係機関と連携し、対応している。 ひとり親家庭支援員をはじめとする相談機関向けの研修会等を行い、相談対応職員のスキルアップを図っていく。</p>								

5 自立へ向けての経済的支援

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業				開始年度	昭和28年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦に対して、各種資金を無利子又は低利子で貸付け、その自立を図る。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	144,162	決算	77,293	決算	42,903	決算	29,971	予算	179,621
実績	—	実績	—	実績	—	実績	—	実施	予定
平成27年度貸付実績 （母子）118件55,565,875円 （父子）5件3,229,064円 合計123件58,794,939円	平成28年度貸付実績 （母子）114件48,832,996円 （父子）6件2,391,500円 （寡婦）1件903,996円 合計121件52,128,492円	平成29年度貸付実績 （母子）64件36,750,334円 （父子）3件2,110,800円 （寡婦）1件640,000円 合計68件39,501,134円	平成30年度貸付実績 （母子）45件23,707,787円 （父子）5件1,970,392円 合計50件25,678,179円	母子・父子・寡婦等に対し、13種類の資金の貸付を行う。					
評価	ひとり親家庭等の自立支援を目的とした貸付制度で、母子家庭や父子家庭、寡婦等の経済的支援を担う重要な施策であるため、継続して実施していく。								

(2) 児童扶養手当の給付

事業名	児童扶養手当給付事業				開始年度	昭和36年度			
関係機関	県・市				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	父又は母と生計を同じくしていない児童（父又は母が重度の障害者を含む）を監護する母又は父や、母に代わってその児童を監護・養育するものに対し手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を通じて、児童の健全育成を図る。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	1,555,673	決算	1,555,182	決算	1,424,941	決算	1,403,789	予算	1,660,000
実績		実績		実績		実績		実施	予定
受給権者数 3,701人 (平成28年3月31日)		受給権者数 3,306人 (平成29年3月31日)		受給権者数 3,250人 (平成30年3月31日)		受給権者数 3,172人 (平成31年3月31日)		受給権者数 3,207人 (令和元年6月30日)	
評価	今後ひとり親家庭等の経済的負担の緩和策として必要性は高いため、継続して実施していく。								

(3) 母子・父子家庭医療費助成制度の実施

事業名	母子・父子家庭医療費助成事業				開始年度	昭和58年度			
関係機関	市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	市町村が母子・父子家庭等に医療費を助成した場合、その助成額の2分の1を補助し、母子・父子家庭の自立と児童の健全な育成を図る。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	215,839	決算	207,490	決算	196,785	決算	181,169	予算	185,772
実績		実績		実績		実績		実施	予定
補助対象者数 44,974人 (平成27年4月1日現在)		補助対象者数 44,618人 (平成28年4月1日現在)		補助対象者数 40,747人 (平成29年4月1日現在)		補助対象者数 38,063人 (平成30年4月1日現在)		補助対象者数 36,500人 (平成31年4月1日現在)	
評価	ひとり親家庭の医療費の経済的負担の緩和策として必要性は高いため、継続して実施していく。								

5 自立へ向けての経済的支援

(4) 東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金の給付

事業名	東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金給付事業				開始年度	平成23年度			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課, 教育庁総務課			
事業概要	国内外から寄せられた寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で保護者を亡くした子ども達が安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金を給付する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	235,690	決算	214,380	決算	265,440	決算	207,320	予算	448,160
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
支援金支給件数：128件 支給金額：8,400,000円 奨学金支給件数：1,712件 支給金額：227,290,000円		支援金支給件数：97件 支給金額：6,740,000円 奨学金支給件数：1,599件 支給金額：207,640,000円		支援金支給件数：86件 支給金額：5,800,000円 奨学金支給件数：1,629件 支給金額：259,640,000円		支援金支給件数：22件 支給金額：1,400,000円 奨学金支給件数：1,439件 支給金額：205,920,000円		継続して実施	
評価	震災で保護者を亡くした子ども達のすべてが学校等を卒業するまで、月額金と入学・卒業時の一時金を給付し、長期的に支援を行っていく。								

(5) 支援体制の整備

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	県				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	母子寡婦福祉資金貸付金の貸付や児童扶養手当制度、母子・父子家庭医療費助成制度について、関係職員に対する研修や経済的支援に関する情報提供を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
市町村主管課長会議 児童扶養手当市町村担当者会議		市町村主管課長会議 児童扶養手当市町村担当者会議		市町村主管課長会議 児童扶養手当市町村担当者会議		市町村主管課長会議 児童扶養手当市町村担当者会議		継続して実施	
評価	市町村職員へ毎年、支援制度の重要点や改正点等の周知を図り、円滑な運用を促進した。今後も継続して実施していく。								

6 人権尊重の社会づくりの推進

(1) 人権教育及び啓発の推進

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	国・県・市町村				担当課等	子ども・家庭支援課			
事業概要	ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主等に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進める。また、DV被害の増加に伴いひとり親家庭となる事例もあり、暴力を許さない社会の形成に向けた取組を推進する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	1,455	決算	1,395	決算	1,218	決算	1,242	予算	1,196
実績		実績		実績		実績		実施	予定
<ul style="list-style-type: none"> ・DV・デートDV防止啓発用リーフレット・パンフレット作成配布 一般向け 1,750部 高校向け 34,410部 中学向け 24,560部 ・デートDV防止講座33校 ・DV研修会1回 		<ul style="list-style-type: none"> ・DV・デートDV防止啓発用リーフレット・パンフレット作成配布 一般向け 11,150部 高校向け 34,360部 中学向け 30,270部 ・デートDV防止講座32校 ・DV研修会1回 		<ul style="list-style-type: none"> ・DV・デートDV防止啓発用リーフレット・パンフレット作成配布 一般向け 13,000部 中学生向け 68,000部 ・デートDV防止講座29校 ・DV研修会1回 ・児童虐待研修会1回 		<ul style="list-style-type: none"> ・DV・デートDV防止啓発用リーフレット・パンフレット作成配布 一般向け 16,000部 中学生向け 57,600部 ・デートDV防止講座29校 ・児童虐待研修会1回 		継続して実施予定	
評価	リーフレット等での啓発のほか、講座や研修等を実施したことにより、DVや児童虐待に関する意識啓発が図られた。今後もさらなる啓発を推進するため、事業を継続して取り組んでいく。								

(2) 子育て支援を進める県民運動

事業名	子育て支援を進める県民運動				開始年度	平成22年度			
関係機関	県				担当課等	子育て社会推進室			
事業概要	子育てに関する情報の発信やシンポジウムの開催等を行う。また、日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報交換・情報発信により、子育て施策の実施と先導を行い、少子化対策等へ意識喚起を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	8,338	決算	8,042	決算	5,065	決算	18,707	予算	12,500
実績		実績		実績		実績		実施	予定
<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催 ・子育て支援を進める県民運動広報誌「はびるぶみやぎ」の発行 ・「みやぎっこ応援隊」「みやぎっこ応援の店」の募集 ・日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報発信 		<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムの開催 ・子育て支援を進める県民運動広報誌「はびるぶみやぎ」の発行 ・「みやぎっこ応援隊」「みやぎっこ応援の店」の募集 ・日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報発信 		<ul style="list-style-type: none"> ・子育てイベント「はびるぶフェスタ」の開催 ・子育て支援を進める県民運動広報誌「はびるぶみやぎ」の発行 ・「みやぎっこ応援隊」「みやぎっこ応援の店」の募集 ・日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報発信 		<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援バスポート（みやぎっこ応援の店）事業のリニューアル（ポータルサイトの開設等） ・少子化対策トップセミナーの開催 ・子育て情報誌「はびるぶみやぎ」の発行 ・日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報発信 		<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産に関するライフプランセミナーの開催 ・子育て支援バスポート事業の推進 ・子育て情報誌「はびるぶみやぎ」の発行 ・日本創生のための将来世代応援知事同盟による情報発信 	
評価	シンポジウムの開催や広報誌の発行等により、子育てについての情報発信や社会全体で子育て支援を進める気運の醸成を図った。また、「みやぎっこ応援の店」事業をリニューアルし、ポータルサイトを開設したこと等により、利用登録者数、協賛店舗数共に増加した。今後とも、地域の子育て支援団体や子育て支援に関心の高い民間企業等と連携した取組を進めていく。								

(参考) 国等が行うひとり親家庭への就業支援施策等

事業名	特定求職者雇用開発助成金				開始年度	—			
関係機関	国(宮城労働局)				担当課等	宮城労働局			
事業概要	母子家庭の母等就労が困難な求職者を、公共職業安定者又は一定の届け出を行っている民間の職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者を雇い入れる事業者に対して、国の基準により助成金を支給する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
母子家庭の母等分 支給件数 625件 支給金額 225,741,676円		母子家庭の母等分 支給件数 574件 支給金額 161,641,654円		母子家庭の母等分 支給件数 541件 支給金額 141,224,992円		母子家庭の母等分 支給件数 588件 支給金額 152,999,989円		継続して事業を実施	

事業名	トライアル雇用助成金				開始年度	平成15年度			
関係機関	国(宮城労働局)							宮城労働局	
事業概要	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な母子家庭の母等について、常用雇用へ移行することを目的に、公共職業安定者又は一定の届け出を行っている民間の職業紹介事業者の紹介により、一定期間試用雇用した場合に事業主に対して助成する制度で、求職者の適正な業務遂行可能性を見極め、早期就職の実現や雇用機縁に創出を目的としている。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
母子家庭の母等分 支給件数 0件 トライアル雇用分 支給金額 0円		母子家庭の母等分 支給件数 2件 トライアル雇用分 支給金額 300,000円		母子家庭の母等分 支給件数 3件 トライアル雇用分 支給金額 437,500円		母子家庭の母等分 支給件数 0件 トライアル雇用分 支給金額 0円		継続して事業を実施	

事業名	生活保護受給者等就労自立促進事業				開始年度	平成17年度			
関係機関	国（宮城労働局）				担当課等	宮城労働局			
事業概要	児童扶養手当受給者に対し、福祉事務所と公共職業安定所が連携して就労支援を行う。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
児童扶養手当受給者 支援対象者数 1,229名 就職件数 739件		児童扶養手当受給者 支援対象者数 1,244名 就職件数 713件		児童扶養手当受給者 支援対象者数 1,189名 就職件数 731件		児童扶養手当受給者 支援対象者数 1,034名 就職件数 682件		継続して事業を実施	

事業名	—				開始年度	—			
関係機関	独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）				担当課等	UR（都市機構）			
事業概要	UR（都市機構）賃貸住宅へ申込みの際に、母子父子世帯（妊娠している単身者、配偶者のいない母または父と満20歳未満の被扶養者である子の同居世帯）の収入が基準月収額の2分の1に満たない場合でも、一定の条件（所得の特例）を満たせば申し込むことができる制度の活用を促進する。								
平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
決算	—	決算	—	決算	—	決算	—	予算	—
実	績	実	績	実	績	実	績	実	施 予 定
申込み時の優遇措置等の実施		申込み時の優遇措置等の実施		申込み時の優遇措置等の実施		申込み時の優遇措置等の実施		引き続き優先入居等の優遇措置を実施	

参 考 资 料

第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画懇話会開催要綱

(目的)

第1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、「第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」の策定に当たり、広く関係者の意見を聴取するため、「第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭等自立促進計画懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 第Ⅲ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画に基づく事業の評価に関すること。
- (2) 第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画に関して必要なこと。

(構成)

第3 懇話会は、学識経験者、就労・経済分野、母子福祉団体、当事者、その他関係者の中から、知事が指名する者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長等)

第4 懇話会には、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があるときは、構成員以外の者を懇話会の会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画策定懇話会構成員名簿

【構成員】

（五十音順，敬称略）

	氏 名	所 属・職 名	備 考
1	木村 有紀子	宮城労働局職業安定部訓練室室長補佐	
2	菅田 賢治	宮城県母子生活支援施設連絡協議会会長	副座長
3	杉下 留美子	大崎市民生部子育て支援課 技術主幹兼子ども家庭相談係長	
4	杉山 弘子	尚綱学院大学教授	座 長
5	立岡 学	仙台市父子家庭相談支援センター長	
6	引地 淑子	公益財団法人宮城県母子福祉連合会会長	
7	渡邊 耕良	宮城県民生委員児童委員協議会副会長	

策 定 の 経 過

令和 元年 9月 3日	第1回自立促進計画策定懇話会
令和 元年12月25日	第2回自立促進計画策定懇話会
令和 2年 1月21日	県議会保健福祉委員会報告（中間案）
令和 2年 1月21日	パブリックコメント実施
～令和 2年 2月20日	
令和 2年 3月24日	第3回自立促進計画策定懇話会
令和 2年 3月	第Ⅳ期自立促進計画策定

各 種 支 援 制 度

○手当，助成，貸付等の経済支援

支 援 内 容		相 談 窓 口
児童手当	中学校修了前の子どもを養育する方に支給	市町村
特別児童扶養手当	一定の障害を持つ20歳未満の子どもを養育する方に支給	市町村
児童扶養手当	18歳以下の子ども(障害を持つ子どもは20歳未満)を養育する方に支給	市町村
労災保険 (遺族補償年金)	工作中や通勤途中で死亡した方に，生計を維持されていた方に給付	宮城労働局 労働基準監督署
遺族基礎年金	国民年金に加入していた方が亡くなった時，その方に生計を維持されていた方に給付	市町村 日本年金機構
遺族厚生年金， 遺族共済年金	厚生年金又は共済年金に加入していた方が亡くなった時，その方に生計を維持されていた方に給付	加入者の職場 各共済組合 日本年金機構
生活保護	収入減少等により生活が困難となった世帯の最低限度の生活を保障し，自立するための支援	市福祉事務所 県保健福祉事務所
生活困窮者自立支援制度	生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ，課題の解決を図るための包括的な支援	市福祉事務所 県保健福祉事務所
東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金	震災で保護者を亡くした子どもの生活安定と希望する進路選択実現のための支援金・奨学金を給付	県教育庁総務課
遺児等サポート奨学金	震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生に対し，安定した学校生活と希望する進路選択実現のため奨学金を給付	県教育庁総務課
小学校入学準備支援事業	小学校に入学した児童の保護者に対し，祝金等を支給(市町村により，名称や対象範囲が異なります)	市町村

	支 援 内 容	相談窓口
母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の父母及び子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市町村
乳幼児医療費助成	子どもにかかる医療費のうち、自己負担分を助成（市町村により、名称や対象範囲が異なります）	市町村
母子父子寡婦福祉資金貸付金	子どもの修学資金や離婚後の生活安定のための資金を、低利又は無利子で貸付	県保健福祉事務所
高等学校等育英奨学資金【被災生徒奨学資金】	震災により、住居の全・半壊、生計維持者の死亡等により、経済的に修学が困難となった生徒への貸付	県高校教育課
高等学校等育英奨学資金	経済的理由で修学に困難がある優れた生徒に、学資を無利子で貸付	県高校教育課

○就労に関する支援

	支 援 内 容	相談窓口
ひとり親家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援	県母子・父子福祉センター
ひとり親家庭等就業支援講習会	介護職員初任者研修やパソコン（ワード・エクセル）などの講習会を開催	県母子・父子福祉センター
ひとり親家庭等就職・転職支援セミナー	ひとり親家庭の就職に役立つセミナーを開催	県母子・父子福祉センター
自立支援教育訓練給付金	教育訓練指定講座を受講した場合の受講費用の一部支給	市又は 県保健福祉事務所
高等職業訓練促進給付金	資格取得のため、養成機関修業中の訓練促進給付金等の給付	市又は 県保健福祉事務所
高等職業訓練促進資金貸付金	高等職業訓練促進給付金の支給を受けた方への入学準備金等資金の貸付	県社会福祉協議会
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高卒認定試験の合格を目指す方へ講座受講費用の一部支給	市又は 県保健福祉事務所

○養育相談，心のケア，法律相談（養育費の相談）

	支 援 内 容	相 談 窓 口
養育や心のケア，発達に関する相談	子どもの養育や心のケアに関する相談	児童相談所
心のケアに関する相談	震災等に起因する心のケアに関する相談	みやぎ心のケアセンター
母子父子家庭等特別相談	ひとり親家庭向けの無料法律相談	県母子・父子福祉センター又は県福祉事務所（一部）
日本司法支援センター（法テラス）	弁護士，司法書士による相談	法テラス
配偶者からの暴力（DV）被害者支援の相談	DV被害者等のための相談・支援	女性相談センター

○住居，保育，その他の支援

	支 援 内 容	相 談 窓 口
県営住宅への入居	ひとり親家庭の優先入居（優遇措置）	県住宅課
特定者用定期乗車券割引（JR 通勤定期）	児童扶養手当受給世帯のJR通勤定期券の割引	市町村
保育所などの利用	ひとり親家庭の優先利用や延長保育，一時預かり保育	市町村
放課後児童クラブ	就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し，公共施設で，授業終了後の生活の場を提供	市町村
被災幼児就園支援 被災児童生徒就学支援	幼稚園に在園し，震災により住居の全壊・半壊の被害や保護者の死亡等による経済的理由で就園困難となった場合の入園料や保育料等の減免や，学校に在学し，就学が困難となった児童の保護者への学用品費等の援助	在園する幼稚園 各市町村 県私学・公益法人課 県教育庁各課